

参議院議員

かねひこ
進藤金日子

国政の歩み

(抄録)



令和7年10月

自由民主党東京都参議院比例区第38支部



進藤^{かねひこ}**金子**は、“現場主義”を第一に

「土地改良」「農山漁村」「食」は日本の命綱との強い思いを胸に、
未来を切り拓く「3つの闘い」、「8つの戦略」の実現に挑みます。

3つの闘い

安心安全な「食」の
未来を切り拓く

大切な「農林水産業」の
未来を切り拓く

強靱で美しい「農山漁村」の
未来を切り拓く

8つの戦略

1 農林水産業を支える基盤整備予算を安定確保

農林水産業は「国の基」です。国民の命は農林水産業の基盤が健全であってこそ支えられます。食料安全保障確立等の観点からの安心で安全な食料の確保、森林資源の循環利用、水産資源の持続的利用を図り、豊かで強靱な国土を次世代に引き継ぐために必要不可欠な土地改良・森林整備・治山・水産基盤関係予算を安定的に確保します。

2 次世代につなぐ農林水産業の成長産業化を実現

農山漁村において、「くらし」を支える農林水産業が魅力ある「しごと」として成り立つことが重要です。国内の多様な需要に応じた農林水産物の安定供給・生産拡大、成長する海外市場に向けた輸出拡大、先端技術を活用したスマート化などを通じて、農林水産業の成長産業化を実現します。

3 持続可能な農林水産業と農山漁村づくりを推進

地球温暖化が進む中、SDGsが目指す環境・経済・社会の実現への貢献が求められています。再生可能エネルギーなどの地域資源の活用、森林・木材の炭素貯留の増進や「みどりの食料システム戦略」の推進などカーボンニュートラルに向けた取り組みを一層強化し、SDGsに貢献する持続可能な農林水産業と農山漁村づくりを推進します。

4 農山漁村の現場を支える人材・体制を強化

農林水産業の担い手不足の深刻化とともに、地域の課題解決や新たなチャレンジに必要な現場を支える人材の不足、体制の弱体化が進んでいます。担い手の確保・育成とともに、自治体や様々な活動組織を支援する団体の体制強化、地域の協働体制づくり、デジタル技術活用人材の確保など現場を支える人材・体制を強化します。

5 豊かで活力ある農山漁村を創生

山から海に至る日本の農山漁村は、豊かな自然、歴史と伝統文化に育まれた日本の宝です。日本型直接支払制度の更なる充実とともに、農山漁村の価値や魅力を活かした地域の活性化、「くらし」や「しごと」に不可欠なインフラの確保、鳥獣被害対策の充実、農泊・農福連携、関係人口の増大対策などにより、真の地方創生を推進します。

6 災害に強い強靱な地域づくりを加速化

近年、自然災害が急増し、激甚化しています。農業水利施設、林業施設、漁港施設などの老朽化が進む中、国土強靱化5か年加速化対策やため池関連法に基づく集中的な対策、流域治水をはじめハード・ソフト一体となった強靱な地域づくり、迅速な復旧・復興のための仕組みづくりなど、防災・減災対策を充実・加速化します。

7 女性が一層参画できる環境づくりを推進

農林水産業、農山漁村を元気にするためには、女性の力、女性の参画が不可欠です。多くの女性の皆様の声を聴いて、農林水産業や農山漁村の意思決定過程への女性参画の拡大、活躍する女性のネットワークづくりの促進、女性が働きやすい環境の整備など、女性が一層参画できる環境づくりを推進します。

8 農林水産業・農山漁村に対する国民の理解を促進

我が国の食料安全保障、国土環境の保全、経済の持続的な成長には、それを支える農林水産業、農山漁村の持続的な発展が必要です。食や生活とのつながりの中で、各種施策の説明促進、食育推進や食品ロス削減、豊かな森林や海づくりの推進を通じて、日常に身近なものとしての農林水産業と農山漁村に対する国民の理解促進に努めます。



この1年を振り返って

参議院議員 進藤金日子

1. はじめに

この1年を振り返ると、令和6年10月1日に第1次石破茂内閣が発足し、10月9日に衆議院が解散（日本創生解散）され、10月27日に行われた第50回衆議院議員総選挙において、政権与党が大敗し与党が過半数割れとなる事態になりました。その後、11月11日に第2次石破茂内閣が発足しました。そして、令和7年7月20日に第27回参議院通常選挙が行われ、政権与党が惜敗して参議院においても与党が過半数割れとなりました。衆参両院で政権与党が共に過半数割れする事態は、憲政史上初めてのことです。そして、9月7日に石破総理・総裁は「自由民主党総裁を辞して後進に道を譲る」として自由民主党総裁と内閣総理大臣の職から退陣することを表明し、それに伴い10月4日に自由民主党総裁選挙が実施され、高市早苗新総裁が誕生しました。

私は、第2次石破茂政権発足に伴い財務大臣政務官を辞し、それ以降は、国会と自由民主党の仕事に集中的に取り組みました。

国会においては、参議院消費者問題特別委員会筆頭理事、予算委員会次席理事、農林水産委員会委員、自民党参議院国会対策委員会副委員長を務めました。自由民主党においては、食料安全保障強化本部幹事、政務調査会総合農林政策調査会中山間農業を元気にする委員会委員長、農地政策検討委員会事務局長、農産物輸出促進対策委員会事務局長、棚田支援に関するPT事務局長、食と農の消費者の理解醸成と行動変容に向けた施策検討PT事務局長、地球温暖化防止のための森林吸収源対策PT事務局長ほか多くの役職をいただいた中で、全力で対応してまいりました。また議員連盟では、農村基盤整備議員連盟事務局長代理、農業委員会等に関する議員懇話会事務局長、普及事業推進議員懇談会事務局長、有機資源利用推進議員連盟事務局長、食品産業振興議員連盟事務局長、ファームステイ（農泊）推進議員連盟事務局長、ダム・発電関係市町村等振興議員連盟事務局長ほか多くの役職の中で幅広い活動を行うとともに、政府への政策提言などの取りまとめを積極的に行いました。

また、3回にわたりインターネット情報番組「ABEMA prime」に出演する機会をいただきました。1回目の2月18日のテーマは「消えた21万トンの米問題」（令和5年産と比較して令和6年産の米が集荷団体に21万トン集まらなかったことがテーマ）、2回目の5月27日のテーマは「コメの価格なぜ下がらず？“JA悪玉論”を考える」、3回目の8月6日のテーマは「渇水と高温障害に対応したコメ生産の方向」でした。自分なりに事実関係を的確にお伝えすることに主眼を置いてコメントしました。相当数の視聴者がおられ、各方面から貴重なコメントをいただき感謝でした。

この1年も農林水産業と農山漁村の振興を図るため活動のフィールドを広げながら全力で

取り組みました。引き続き私の政治信条である現場主義、地域主義に徹して政策実現に努めてまいり覚悟です。

2. この1年の私の思い

(1) 令和6（2024）年10月から12月

令和6年度補正予算が成立し、令和7年度予算政府案が閣議決定されました。令和6年度補正予算の農林水産関係の総額は8,678億円で、このうち農林水産公共予算は、農業農村整備：2,037億円、林野公共：817億円（森林整備、治山）、水産基盤整備：320億円となっています。令和7年度予算案の農林水産関係の総額は22,706億円（前年度比20億円増）で、このうち農林水産公共関係予算については、農業農村整備：4,464億円、林野公共：1,880億円、水産基盤整備：731億円となっています。令和7年度に執行可能な農林水産公共関連予算は、農業農村整備：6,500億円（前年度比260億円増）、林野公共：2,735億円（前年度比53億円増）、水産基盤整備：1,051億円（前年度比21億円増）となり、各分野で前年度に比べて増額となっています。農政においては、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、農業の構造転換の実現に向けた施策を初動の5年間で集中的に実行することとしており、特に生産基盤となる農地の大区画等を行う農業農村整備の推進が重要です。本予算を有効に活用し、しっかりとした効果を確保し、持続可能な農業と農村を構築していく必要があります。

私自身、令和5年12月14日から令和6年11月11日まで約11か月間、財務大臣政務官を務め、国の財政について日常的に接する機会を得ました。国家財政の観点からも我が国の将来像を考えていかなければなりません。こうした中で、私の専門性を活かして取り組むべき課題について述べます。

まず、国土強靱化についてです。現在、進められている防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策は、計画期間が令和3年度～7年度、事業規模は概ね15兆円程度となっています。これに必要な予算は前年度の補正予算で措置されてきており、令和2年度補正予算から5年度補正予算の4カ年で事業費が12.5兆円、国費で6.2兆円が措置されています。令和6年度の補正予算では2.4兆円の事業費、国費で1.4兆円が措置され、トータルで事業費15兆円程度、国費で7.6兆円程度が措置されました。周知のとおり、一昨年（令和4）年の6月、国土強靱化基本法の改正により「国土強靱化実施中期計画」の策定が法定化され、「計画期間内に特に必要となる施策の内容及びその事業規模」が同中期計画に明定されることになりました。昨年6月の骨太の方針には、「国土強靱化実施中期計画」の策定に向けて検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取りかかると明記され、現在、政府内で計画策定について検討が進められています。これまでの一連の予算措置の状況を踏まえると、少なくとも来年度の骨太の方針の決定前までには、本中期計画の閣議決定が不可欠であると考えています。土地改良については、現在の5か年加速化対策に「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」や「防災重

点農業用ため池の防災・減災対策」等が位置付けられていますが、新たな中期計画にもこれらの対策をしっかりと位置付け、事業規模も近年の工事費高騰や防災・減災対策の加速化の必要性を踏まえ、現計画以上の規模を確保しないと現場のニーズに応えることができないと考えています。森林整備・治山事業、水産基盤整備についても、同様に現計画以上の規模を確保すべきです。

次に農政についてですが、令和6年11月、自民党は食料安全保障強化本部を総裁直轄の特別機関として新設しました。我が国の重要課題である「食料安全保障」が直面する国内外の課題に対応し、国民一人一人の食料安全保障を確立するため、令和6年5月に食料・農業・農村基本法を改正し、施策を集中的に実行していく初動の5年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置付けたところですが、この基本法改正を現場で実現にしていけるためには、しっかりとした財政的裏付けのある具体的な計画を策定し、確実に実施する必要があります。このため、私は、本強化本部に幹事として参画していますが、農業施策の具体化、この施策の実施のための十分な関係予算の増額、次期食料・農業・農村基本計画の検討を行い、その結果をとりまとめることとしています。

具体的には、次期食料・農業・農村基本計画の内容が大きなポイントとなります。政府全体の方針は、「新たな基本計画において、輸入依存度の高い麦・大豆の増産、水田政策を見直す取組、海外需要の新規開拓、輸出の抜本拡大を図る取組、グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の創設の取組等について重点的に議論を行い、効果的な政策を基本計画に盛り込む」（令和6年8月27日、「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」）というものであり、今後、個別施策について深掘りした検討が進められます。我が国の食料供給力強化と食料自給率向上を図り食料安全保障を確保するためには、食料自給力の強化が不可欠であり、私の持論である①農地・農業用水等の農業資源の機能の維持・向上を図る土地改良対策、②農業者を確保・育成する担い手対策、③農業技術の向上を図る試験・研究、普及・生産対策をパッケージで実施すること、そして生産と消費の両面から目標とする食料自給率達成に向けた分かりやすい施策体系を構築することなどを主張し、実効性の高い政策実現につなげてまいります。多くの方々からのご意見に耳を傾け、農林水産業の振興、農山漁村の維持発展を図るため、効果的な計画策定と十分な予算確保に向け、全力で取り組んでまいりたいと覚悟です。

ここで、我が国の財政の状況を客観的に見てみたいと思います。令和6年度末の公債残高は1,105兆円（対GDP比180%）となる見込みです。平成21年度末の公債残高は594兆円（対GDP比119%）ですので、この15年間に公債残高がほぼ倍増したことになります。この内訳は、令和6年度末の特例公債（いわゆる赤字国債）残高が803兆円、建設公債残高が298兆円であり、平成21年度末の特例公債残高356兆円、建設公債残高238兆円と比較すると、それぞれ2.26倍の447兆円増、1.25倍の60兆円増となっています。ここで留意が必要なのは、建設国債は社会資本というストックを後世代に残すことから、受益と負担の関係から後世代に償還に要する負担を求めることの説明が可能と考える中で、赤字国債の負担を

後世代にどのように説明できるのかということです。一義的には現下の借金等で経済成長を促し、将来にわたり継続して税収を増やして、財政の健全化を図る中で、後世代の負担を軽減し政策選択の自由度を確保するということだと考えます。昨年の賃上げ率は 33 年ぶりの 5.33% となり企業の設備投資も過去最高の水準となっているので、本年以降もこの傾向を継続し、デフレから完全脱却して我が国経済を成長させ、財政健全化を図っていくというシナリオは現実的に動き出しています。

農政や国土強靱化、我が国経済の転換の大事な節目である令和 7 年が始まるにあたって、決意を新たにして、農業農村の振興、国家の発展に向けまい進してまいりたいと考えています。

<土地改良の話題>

改正食料・農業・農村基本法第 29 条に、農業生産基盤の整備に加え「保全」に必要な施策を講じることが明記されたことを受けて、気候変動による災害リスクの増大、施設の老朽化の進行や農村人口の減少等に的確に対応できるように土地改良法の見直しを行う予定です。具体的には、基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、国・県の発意による事業実施を可能とする措置、関係者が連携して水利施設の保全に取り組む計画(水土里ビジョン)を地域が連携して策定する仕組みの構築、災害関連事業についても急施の事業の手続きにより実施できる措置、重大事故の予兆に応じた対策の措置、農地中間管理機構関連事業の実施主体に市町村を追加するとともに農地中間管理機構所有の農地も整備対象とする措置等が検討されています。

<森林・林業の話題>

2021 年に仙台で 7 階建ての純木造ビルが、また 東京中央区でも 12 階建ての高層木造ビルが竣工しており、高層の木造ビルの建築が増えてきています。制度面で 2000 年に建築基準法が改正され、高層ビルを木造で建設することが可能となったほか、技術面でも強度等に優れた CLT(直交集成板)や木質耐火部材、複合圧縮材等の技術開発・普及が進んだことがこれを後押ししています。高層木造ビルに注目が集まっている理由としては、①森林が吸収した炭素を貯蔵し、カーボンニュートラルに貢献できること、②戦後植林された森林資源が利用期を迎え、持続的な森林資源の循環利用の促進につながることで、③木材が快適で健康的な室内環境の形成に貢献していることなどがあげられます。環境や地域、人にやさしい国内木材を使用した高層木材ビルが多く建築されることが望まれます。

<水産の話題>

我が国の食用魚介類の 1 人 1 年あたり消費量は 2001 年度の 40.2kg をピークに減少しており、2022 年度は 22.0kg となっています。消費される生鮮魚介類は、1989 年頃はイカや

エビが上位でしたが、近年はサケ、マグロ、ブリが上位を占めています。1世帯当たりの生鮮魚介類の年間購入量は、2019年まで減少が続いていましたが、コロナの影響で家庭内での食事が増えて少し増加したものの、近年は再び減少傾向です。消費者が魚介類を購入しない理由は「肉類を家族が求めるから(45.9%)」、「魚介類は価格が高いから(42.1%)」、「調理が面倒だから(38.0%)」となっており、これらの課題を解消することが、魚介類の消費拡大につながるものと考えます。水産物の健康性のPR、料理手間がかからない加工済商品の提供、学校給食等での食育も重要なポイントと考えます

(2) 令和7(2025)年1月から3月

令和7年度予算が年度内に成立しました。政府が提出した予算案は、衆議院で自民・公明・維新の3党が合意した高校授業料無償化や年収103万円の壁見直しに関する与野党協議の結果を反映した修正が行われ、3月4日に衆議院を通過しました。参議院では、高額療養費制度の自己負担額上限引き上げに関して再修正され、3月31日に本会議で可決しました。この再修正案は衆議院に回付され、同日の本会議で同意を得て成立しました。参議院で修正された予算案が衆議院に回付され成立するのは、現行憲法下で初めてのことでした。

予算関連法案としての改正土地改良法案も年度内に成立しました。改正土地改良法の概要を紹介します。改正食料・農業・農村基本法に農業生産の基盤の整備に加えて「保全」に必要な施策を講ずることが明記され、これを踏まえて改正土地改良法第一条の目的が農業生産基盤の「整備及び開発」から「整備及び保全」に、「農業生産の選択的拡大」から「消費者の需要に即した農業生産の推進」等に改正されました。また、地域における農業生産活動の実施に重大な影響を及ぼす恐れのある「基幹的な農業水利施設の更新」事業を農業者の申請によらず、国・県の発意により実施できる制度を創設するとともに、急施の防災事業について損壊が生じる恐れがある農業水利施設の補強等の事業を実施可能とし、復旧事業については原形復旧だけでなく再度災害防止のための事業とともに突発事故被害と類似の被害を防止するための事業も追加しました。さらに、土地改良区が市町村や他の関係者と連携して「連携管理保全計画(いわゆる水土里ビジョン)」を作成して、都道府県知事の認可を受け、末端施設も含めた土地改良施設の保全を行う仕組みを新設しました。加えて、スマート農業の展開や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置として、農地中間管理機構関連農地整備事業の事業主体に市町村を追加するとともに農地中間管理機構が所有する農用地を整備の対象に加え、土地改良区が情報通信環境を整備する事業を創設しました。

議員立法である棚田地域振興法と山村振興法の改正法案も年度内に成立しました。

これらの改正と同時に土地改良に関する令和7年度予算も充実が図られています。まず、令和7年度に執行可能な予算は、昨年度より260億円増額の6,500億円となっています。そして、個別事業においては、国営かんがい排水事業が6.1%増の1,243億円、農業競争力基盤

整備事業（農地整備含む）が6.2%増の1,670億円、土地改良施設保全管理が8.5%増の267億円となり、重点化されています。また、事業制度については、前述の法改正関連の事業に加え、防災重点農業用ため池の整備促進のために国営総合農地防災事業の拡充、農地中間管理機構関連農地整備事業の拡充（麦・大豆3割転換等の要件で採択が可能）、水土里ビジョンに位置付ける農業水利施設について水利施設管理事業や土地改良施設維持管理適正化事業における補助率のアップ等の措置が図られています。

令和7年3月末に、農地を次世代に引き継ぐための地域計画が各市町村で策定されました。この地域計画は、地域の方々が自らの農地の実情を認識し、将来誰に耕作を託すのか、そのために何をすべきかの判断を促すものであり、次年度以降、常にブラッシュアップしていくことが重要です。そして、地域計画における農地利用の空白を防ぎ持続可能な地域農業を実現していくためには、土地改良こそが不可欠であり、我が国農業の生命線です。

土地改良法の改正と新たな制度の創設を契機として、本年度は農業構造改革のスタートダッシュを図る年度です。多くの課題がありますが、これら一つひとつ乗り越えることができるように、私も精一杯努力してまいります。

特に、中山間地域の課題は深刻です。このため、令和7年2月13日、私が委員長を務める自由民主党中山間地農業を元気にする委員会で、新基本計画に反映できるよう中山間地農業を元気にする提言をとりまとめました。この提言は、「中山間地農業を振興するための基本的な考え方」、「中山間地農業の具体的施策」、「中山間地農業の今後の検討方向」の3部構成となっています。特に、「具体的施策」では、(1)中山間地農業を「支える」ための施策、(2)「関わる」者を増やすための施策、(3)「稼ぐ」ための施策について具体的な進め方の提言を行い、さらに「今後の検討方向」では、農業を中心に持続可能な姿に転換するオーダーメイドのプロジェクトとして、国が地域の自主性を尊重して集中的に支援する仕組みとして、①中山間地農業について、「支える」、「関わる」、「稼ぐ」の視点から食料自給力の維持向上を図るための具体的施策をメニュー化、②地域計画をベースとして従来の中山間地域等直接支払制度の協定組織をネットワーク化、③ネットワーク化した広域組織が施策メニューから施策を選択してパッケージ化し、国に一括申請、④国は一括採択して交付金等を一括交付する仕組みを構築すべきと提言しました。今後とも、私のライフワークである中山間地域の農業農村の振興に向けてしっかりと取り組んでまいります。

さて、令和6年8月の南海トラフ地震緊急速報の発令を契機としたコメ騒動は、令和7年3月末現在も深刻化しつつあり、コメの小売り価格が昨年と比べて約2倍になるといった事態を招いています。令和6年10月の衆議院選挙では、与党で半数割れという事態に陥り、令和7年度予算の国会での審議において困難な状況が度々ありました。他方、米国ではトランプ大統領が2度目の当選を果たし、一方的な関税引き上げ等による世界経済への影響が懸念され、先行きが不透明な状況にあります。我が国の経済状況は、令和6年春季の賃金上昇率が5.33%と30数年ぶりの高水準となり物価上昇率も2%台半ばになると見込まれ、日銀の

政策金利も長年にわたる0%から0.5%となり、デフレ状態から脱却しつつあるとみられます。

<土地改良の話題>

令和7年度農業農村整備事業関連予算は4,464億円で、令和6年度補正と合わせて6,500億円(対前年度比260億円増)です。新規拡充事項としては、農地中間管理機構関連農地整備事業の事業主体に市町村が追加され、採択要件として麦・大豆等への作付転換を推進するために受益面積の30%以上の転換と単収の20%以上向上で採択を可能としました。さらに、土地改良施設維持管理適正化事業について、水土里ビジョンに位置付けた施設の整備補修の補助率を30%から40%に引き上げました。農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)においては、位置情報を2～3cmまで補正できる基準局の単独整備を可能としました。

<森林・林業の話題>

令和7年度林野公共等事業予算は1,881億円(森林整備:1,256億円、治山:625億円)で、令和6年度補正と合わせて2,735億円(対前年度比53億円増)です。森林整備事業では、森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向け、間伐、主伐後の再生林、幹線林道の開設・改良等を、花粉発生源対策として伐採・植替え、路網整備等を推進します。また、治山事業では、山地災害から国民の生命・財産を守るため、令和6年能登半島地震・豪雨からの早期復旧、津波避難路を保全する治山対策の強化を行います。さらに、山地災害危険地区で発生した山火事跡地における防災林の造成と併せた治山施設の設置にかかる支援を強化することとしています。

<水産の話題>

令和7年度の水産基盤整備事業予算は731億円で、令和6年度補正予算と合わせては1,051億円(対前年度比21億円増)です。主な事業としては、(1)水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策として流通拠点漁港等の機能強化及び養殖生産拠点の整備、(2)持続可能な漁業生産体制の確保対策として漁業生産力の強化、漁港施設の強靱化対策及び漁港施設の長寿命化対策、(3)漁村の活性化と漁港利用促進対策として漁港の環境整備及び漁村の生活環境改善を行うこととしています。スマート水産業の振興、養殖生産拠点の形成、漁港施設の耐震・耐浪化や長寿命化対策が図られ、漁業・漁村の発展につながるものと期待されます。

(3) 令和7(2025)年4月から6月

新年度が始まって3か月間について、私が特に関与した政策等についてポイントを整理してみました。

第1に食料・農業・農村基本計画（新基本計画）が4月11日に閣議決定されました。新基本計画の第4章「食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」には、Ⅰ我が国の食料供給、Ⅱ輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、Ⅲ国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、Ⅳ環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、Ⅴ農村の振興、Ⅵ国民理解の醸成、Ⅶ自然災害への対応、と7分野にわたっての具体的な施策が位置付けられ、今後5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしています。この基本計画の策定に当たり、私は自民党内の様々な委員会で発言や提言取りまとめを行い、それらが計画に反映されています。今後は新基本計画の着実な実施に向け、予算の確保等に努力してまいります。

第2に「新たな食料・農業・農村基本計画の実効性確保のための農業構造転換集中対策の推進等に対する決議」（自民党食料安全保障強化本部等：4月8日）がなされました。この決議を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定（4月11日）されました。自民党の決議については、石破総理に直接要請しており、①農業構造転換集中対策期間における別枠での予算確保、②食料自給力の確保、③国内の食料供給、④農林水産物・食品の輸出促進等による「海外から稼ぐ力」の強化、⑤環境と調和のとれた農業の確立、⑥中山間地域対策等、⑦食料・農業・農村への国民理解の促進についての取組を強力に推進するよう求める内容となっています。

第3に「農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議」（自民党食料安全保障強化本部：5月27日）がなされました。この決議では、令和7年度から令和11年度までの農業構造転換集中対策期間で従来の農業予算とは別枠で必要な予算を確保するとともに、事業実施に係る農業者と地方公共団体の負担を軽減するため、補助率の嵩上げと地方財政措置の改善、発注体制や施工業者の受注環境の整備等の事業の執行体制の充実を図ること等を求めました。別枠予算での実施が必要となる事業とその規模は、①農地の大区画化等の農業農村整備：概ね8,000億円程度、②共同利用施設の再編・集約化等：概ね9,000億円程度、③スマート農業技術・新品種の開発、スマート農業機械等の実装：概ね7,000億円程度、④輸出産地の育成：概ね2,000億円程度、合計概ね2.5兆円程度です。私は、食料安全保障強化本部からの指名で事業規模を積み上げる実務を担いましたが、各対策の実現可能性と実効性の確保を大前提としつつ、将来を見据えた意欲的な事業規模としたところです。

第4に第1次国土強靱化実施中期計画が閣議決定（6月6日）されました。計画期間は令和8年度から12年度までの5年間、計画のうち「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、おおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映することとしています。内訳としては①防災インフラの整備・管理：概ね5.8兆円、②ライフラインの強靱化：概ね10.6兆円、③デジタル等新技術の活用：概ね0.3兆円、④官民連携強化：概ね1.8兆円、⑤地域防災力の強化：概ね1.8兆円となっています。これらの施策については、今後の予算編成過程で必要な予算を確実に措置していく必要があります。

ますが、予算執行に当たって現場の課題克服も重要です。例えば、これまでの補正予算での執行に関して、予算の繰越しの問題を多く耳にすることから、5月26日の参議院決算委員会で繰越制度に関して加藤財務大臣に質問しました。繰越制度は、財政法における「会計年度独立の原則」に対する例外であり、「明許繰越」と「事故繰越」とがあります。補正予算は、これまで年度後半に成立しており、大半を「明許繰越」していますが、繰越した年度で止むを得ない事情で再繰越する際には、「明許繰越」での再繰越は不可能で、「事故繰越」によってのみ再繰越しが可能となっています。しかし、現実には「事故繰越」のハードルが高く、「避け難い事故」でなければ認めてもらえません。「避け難い事故」の範囲については、社会通念上、暴風、洪水、地震等の異常な自然現象によるものが挙げられますが、積雪寒冷地帯等の土工を伴う工事では、「事故繰越」のハードルが高いので、発注者側が工期を安全側に設定する傾向があり、受注者側は品質確保の観点から受注のリスク回避から入札に応じないといったことを耳にします。私はこうしたケースを未然に防止するには、特定の予算に限定して「明許繰越」を2年間許容するよう制度を改正することを提案しました。これにより、実質的に当初予算と同様な運用が可能となり、発注者側も受注者側も工事執行の自由度が大きくなることから、事業促進に大きく貢献すると考えます。財政法制定後80年近くが経過しており、社会経済状況や気象状況も激変しています。「会計制度に現場が合わせるのではなく、現場に会計制度を合わせるべき」ことを強く要請し続けていく必要があります。

第5に食料システム法案が6月11日に成立しました。食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を図るためには、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成と、農業と食品産業の連携強化等食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体として推進することが必要です。そのため、農林水産大臣は食品等取引実態調査を実施し、飲食料品等事業者・農林漁業者が取引条件の協議に誠実に対応すること等の努力義務を課し、事業者の行動規範（判断基準）を策定します。また、指定飲食料品等について、費用の指標の作成・公表、消費者への情報提供等を行う団体を認定し、市場の開設者はこの指標を公表することとしています。食料システム法案の審議に当たって、私は6月10日に参議院農林水産委員会で質疑を行いました。本法案の成立により、生産者、流通業者、小売、消費者のそれぞれがお互いの立場を理解、尊重して、食料品に係る合理的な価格が形成され、食料システムに関わる事業者等が相互にWIN-WINの関係になることが期待されることを強調しました。

私は、昨年の某雑誌への投稿で、「後々、令和6年度が地方を支える農林水産業や建設業だけでなく、我が国経済が長期低迷から脱却した転換の年であったと評価されるよう、前例にとらわれることなく総力戦で各種取組みを躊躇することなく進めていく必要があります」と述べました。現時点では具体的に評価できる段階ではないものの、着実に転換が進んでいるものと感じています。いずれにせよ、予算確保にしても制度の制改定にしても、政治力が必要なことは明らかなです。政治は一人では成し得ません。「志」を同じくする同志とともに力を結集していかなければ成就しません。

<土地改良の話題>

新たな食料・農業・農村基本計画の目標実現に向けて、令和7年度から令和11年度までの5年間で農業構造転換集中対策を集中的に実施するため、5月27日に自民党として緊急決議を行い、総額約2.5兆円の事業規模の予算を別枠で確保することとしました。内訳としては、農地の大区画化等の農業農村整備に約8,000億円、共同利用施設の再編・集約化等に約9,000億円、スマート農業技術・新品種の開発、スマート農業機械等の実装に約7,000億円、輸出産地の育成に約2,000億円となっています。私は自民党食料安全保障強化本部の指名により事業規模の積み上げの実務を担いましたが、決議の内容は政府の骨太の方針にも明確に位置付けられました。従来の予算と別枠の予算をしっかりと確保し、現場で対策の効果が実感できるように、今後も頑張っていきたいと思います。

<森林・林業の話題>

改正森林経営管理法では、森林所有者の意向調査を踏まえ市町村が集積計画や配分計画を策定する現行の仕組みに加えて、市町村が森林の将来像を定める「集約化構想」を策定し、受け手となる林業経営体や路網整備等の方針を決定することを可能としました。また、所有権を含む森林の経営管理のための権利を出し手である所有者から受け手となる林業経営体に迅速に設定または移転できる仕組みを創設しました。これにより、林業経営体への森林の集積・集約化が進むと考えられます。改正森林法では、太陽光発電設備の設置等において、許可条件に違反する林地開発行為が散見されるため、条件違反者への罰則や中止・復旧命令に従わない者を公表することを措置しました。

<水産の話題>

近年、海洋環境の変化等により、複合的な漁業や養殖業に取り組む漁業者が増えています。漁業共済はこれらに対して十分な対応ができていませんでした。このため、複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の導入や共済対象外である漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる特約が追加できるようにしました。また、養殖共済に契約する全体数量単位での損害状況に応じ共済金を支払う従来の方式に加え、網いけす単位での甚大な損害状況に応じて支払うことができる特約を追加しました。この改正により、漁業者の経営判断でカバーできる共済のオプションが広がり、実態に即したセーフティネット機能が強化され、漁業者の経営基盤の安定に貢献できるものと考えます。

(4) 令和7(2025)年7月から9月

6月22日、第217回通常国会が閉会しました。「令和7年度予算案」、「土地改良法等の一部を改正する法律案」、「漁業災害補償法の一部を改正する法律案」、「森林経営管理法及び森

林法の一部を改正する法律案」、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」など政府提出法案も無事に成立しました。

令和8年度農林水産関係予算の概算要求が、8月29日に農林水産省から財務省に提出されました。概算要求の総額は、2兆6,588億円（対前年比117.1%）で、このうち公共事業費は8,188億円（対前年比117.5%）を計上しています。新たな食料・農業・農村基本計画や現下の米をめぐる情勢を踏まえ、農業構造転換集中対策を着実に実施しつつ、食料安全保障の強化、農業の持続的な発展、農村の振興、環境と調和のとれた食料システムの確立等に向けた農林水産政策を推進し、農林水産業の持続可能な成長を実現するための予算要求となっています。重点事項は、「生産者自らの判断による需要に応じた生産―需給の逼迫への適格な対応―」として、①食料安全保障の強化、②農業の持続的な発展、③農村の振興、④環境と調和のとれた食料システムの確立、⑤多面的機能の発揮、⑥2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に向けた森林資源循環利用施策の総合的な展開、⑦海洋環境の激変に適応するための水産業の強靱化となっています。公共事業関係では、農業農村整備事業関連予算が5,281億円、治山事業が739億円、森林整備事業が1,485億円、水産基盤整備事業が865億円（いずれも対前年比118.3%）の要求額となっています。①農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施にかかる経費、②「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、③「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る経費及び④「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討する事項要求となっています。農林水産業と農山漁村の振興に必要な予算をしっかりと確保することが重要です。今後、予算編成過程で様々な議論があるものと思いますが、多くの関係者のご意見をお聴きして、現場の課題解決に向けて努力してまいります。

「新たな土地改良長期計画」が9月12日閣議決定されました。現行の土地改良長期計画は令和3～7年度までの計画となっていますが、食料・農業・農村基本法の改正、新たな食料・農業・農村基本計画の策定、土地改良法の改正等を踏まえ、農業構造転換集中対策期間との整合を図るため、1年前倒しして計画期間が令和7～11年度と設定されました。①「生産性向上等に向けた生産基盤の強化」、②「農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保」、③「増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化」、④「農村の価値や魅力の創出」という4つの政策課題について、1）「農地の集積化・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減」、2）「国内の需要等を踏まえた生産の拡大」、3）「農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保」、4）「気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進」、5）「農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出」という5つの政策目標を掲げ、農村協働力を活用しながら、食料自給力の確保に資する農業農村整備を推進することとしています。長期計画のサブタイトルである「食と暮らしを支える

水と土の未来のために」、私もこれまで以上に土地改良の推進に努めてまいります。

さて、この半年を振り返ると、世間を一番騒がせたのは主食である米の価格高騰ではないでしょうか。米は令和6年6月に5kg 当たり 2,200 円程度で販売されていましたが、令和7年6月には同 4,300 円程度と約2倍に高騰しました。農林水産省が備蓄米を放出したことで、米の価格は、幾分低下しましたが、令和7年産の新米が市場に出回り始めた9月時点では若干上昇傾向にあります。

令和5年産米の生産コストは、個別経営体の平均で60kg あたり約 16,000 円ですが、米の相対取引価格（集荷業者・卸売業者間の取引価格）は約 15,300 円となっています。米の概算金（各農協が米農家に支払う金額）は、相対取引価格から必要経費等の 2,000 円程度を引いた価格が一般的であり、令和5年産米の概算金は 13,000 円程度となります。つまり、米農家は 60kg あたり 3,000 円程度赤字で販売していたことになります（ちなみに令和3年産米の相対取引価格は約 12,800 円であり、これを元に計算すると米農家は 60kg あたり 5,000 円程度赤字であったと推測されます）。

他方、私が各地域で米農家にお話を伺ったところでは、昨年9月時点での米の概算金は 18,000 円～20,000 円程度であり、消費者の米価格は高騰しましたが、米農家の手取りは増えて（実際は回復した）長年の赤字を若干改善し、一息ついたとの声を多く聞きました。そして、令和7年産米の概算金は、令和7年9月末時点で 60kg あたり 25,000～30,000 円程度となっており、確実に米農家の手取りが増えることにつながりますが、長い目で見ると米価の高止まりから消費者の国産米離れにもつながりかねません。実際、市場では関税(341 円/kg)を支払ってまでも外国産米が激増しています。

私は、かねてから国会の場で茶碗1杯のご飯とペットボトルの水の価格を比較し、我が国の主食である米の価値の再考を促し、生産現場と食卓の距離を縮めることの重要性を指摘してきました。米農家は生産コストの低減努力を続けながら再生産可能な水準で販売し所得を安定的に得ることができ、消費者にはこの再生産可能な価格を理解した上で米を購入していただくというように、お互いに納得した価格で取引が可能になれば、米生産の持続性は確保できません。まさに生産現場と食卓の距離を縮め、双方の相互理解が極めて重要です。そのためには、物価を上回る賃金の上昇が不可欠であることは論を待ちません。

本年6月に食品産業の持続的な発展と適正な取引価格の形成を促進する目的で食品システム法が成立し、取引価格形成に係る規定が来年4月から施行されます。ポイントは、取引価格形成の基準を示すコスト指標が作成され、生産から小売に至るコスト指標が公表されることであり、買い叩きを防ぐ仕組みが整備されていることです。流通業者や消費者の理解を得て農産物が再生産可能な価格で取引され、我が国の農業の生産現場ははじめ食料システムが持続可能なものとなるように切に望みます。そして、私もこの実現に向け努力してまいります。

先般の参議院議員選挙では、結果を出すことが出来ず、忸怩たる思いですが、多くの皆様から賜りましたご厚情に心から感謝申し上げます。私自身、今回の結果を真摯に受け止め、

今後とも農林水産業と農山漁村の振興に専心努力してまいりたい覚悟です。

<土地改良の話題>

令和8年度の土地改良関係予算の概算要求額は、総額 5,281 億円(対前年比 118.3%)です。スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進することとしています。特に、農業構造転換集中対策期間内の特別措置として、スマート農業・国内 の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備を促進するため、法人等の農業者が自ら施工する大区画化(簡易な基盤整備)を定額支援する新事業を要求しています。

今後、農業と農村の振興に必要な予算をしっかりと確保し、必要な制度拡充を行うとともに、発注体制や施工業者の受注環境の整備等の事業の執行体制の充実を図ること等も含め事業の円滑な推進に努めていく必要があります。

<森林・林業の話題>

令和8年度の森林整備事業(公共)の概算要求額は、1,485 億円(対前年比 118.3%)です。これにより、森林吸収源の機能強化、林野火災対策を含む国土強靱化、森林の集積・集約化の加速化に向けた、間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等の推進に加え、花粉発生源対策として伐採、植替え、路網整備等を推進します。また、治山事業(公共)の要求額は 739 億円(対前年比 118.3%)です。これにより、豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、能登半島の複合災害等の教訓を踏まえて短期間により多くの箇所での安全性を向上させる応急対策を強化するとともに、施工性の高い工種・工法の導入促進など、効率的かつ効果的な国土強靱化に向けた取組を推進します。

<水産の話題>

令和8年度の水産基盤整備事業(公共)の概算要求額は、865 億円(対前年比 118.3%)です。これにより、水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策として、①漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の推進等の流通拠点漁港等の機能強化、養殖生産拠点の整備を行います。また、持続可能な漁業生産体制の確保のため、②海洋環境の変動を踏まえた漁場整備、国土強靱化中期計画を踏まえた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、長寿命化対策を推進します。さらに、漁村の活性化と漁港利用促進対策として、③海業振興に資する漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備、④浮桟橋の整備等による就労環境の改善を図ることとしています。

この1年間のメルマガに掲載した項目を列挙します。メルマガでは、最初に私の所感やご挨拶を載せています。なお、各号の末尾に「各種講演を精力的に実施」及び「活動状況」を整理していますが、ここでは項目として省略しています。

メルマガの全文は、この国政の歩みに収録しており、また私のホームページに掲載しておりますので、ご覧いただければ幸いに存じます。

【2024.10.4 発信 VOL.88】

- 財務大臣政務官を再任
- 令和6年度世界かんがい施設遺産の登録について
- 令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令について
- 令和6年台風第10号の暴風雨等による災害（仮称）における「大規模災害時の災害査定効率化」の対象について
- 令和6年度（第63回）農林水産祭天皇杯等について
- 食料・農業・農村政策の展開方向～改正食料・農業・農村基本法を受けての方向性～について

【2024.11.5 発信 VOL.89】

- 衆議院議員総選挙を終えて
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
- 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会について
- 農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令案等についての意見・情報の募集について
- 第46回全国土地改良大会千葉大会について
- 令和6年8月10日から同月13日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害が激甚災害に指定
- 令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨による災害が激甚災害に指定
- 令和6年9月20日から9月23日までの間の大雨による災害（仮称）における「大規模災害時の災害査定効率化」の対象について
- 令和6年9月20日から9月23日までの間の豪雨による災害が激甚災害に指定
- 財政制度等審議会財政制度分科会について
- 食料・農業・農村政策審議会食糧部会について
- 鳥インフルエンザに関する情報について

【2024.12.3 発信 VOL.90】

- 師走を迎えて
- 農業農村整備の集いについて
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
- 自民党漁港漁場漁村整備促進議員連盟による現地視察について
- 2024 治山・林道のつどいについて
- 「ノウフク・アワード 2024」受賞団体の決定について
- 「ノウフクの日」に制定について
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」について
- 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」第 11 回選定結果の公表について
- 令和 6 年度補正予算について
- 鳥インフルエンザに関する情報について

【2025.12.28 発信 VOL.91】

- 今年の漢字「災」
- 令和 6 年度農林水産関係補正予算について
- 令和 7 年度予算政府原案について
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
- 鳥インフルエンザに関する情報について

【2025.2.6 発信 VOL.92】

- 第 217 回国会（通常国会）を迎えて
- 食料・農業・農村基本計画の改正に向けて
- 農林水産関係提出法案について
- 「第 8 回インフラメンテナンス大賞」の受賞者の決定について
- 農山漁村における社会的インパクトに関する検討会について
- 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会について
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
- 食料・農業・農村政策審議会食糧部会について
- 水田政策の見直しの方向性について
- 鳥インフルエンザに関する情報について

【2025.2.25 発信 VOL.臨時便】

- インターネット情報番組「ABEMA Prime」に出演

【2025.3.10 発信 VOL.93】

- 年度末を迎えて
- 農山漁村における社会的インパクトに関する検討会について
- 2024年の農林水産物・食品の輸出実績について
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
- 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム専門部会について
- 土地改良法等の一部を改正する法律案が閣議決定
- 鳥インフルエンザに関する情報について

【2025.4.7 発信 VOL.94】

- 新年度を迎えて
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
- 食料・農業・農村政策審議会、食料・農業・農村政策審議会企画部会合同会議について
- 新たな食料・農業・農村基本計画の実効性確保のための農業構造転換集中対策の推進等に関する決議について
- 令和7年度予算の成立について
- 土地改良法の改正について
- 棚田地域振興法の改正並びに山村振興法の改正について
- 国土強靱化実施中期計画（素案）について
- 鳥インフルエンザに関する情報について

【2025.5.7 発信 VOL.95】

- はじめに
- 農業構造転換集中対策期間における別枠予算の確保に向けて
- 「海業の推進に取り組む地区」の決定について
- 新たな「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定について
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
- 棚田カード第5弾の発行について
- 「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」について
- 「関税措置に係る米国との協議に関する決議」について
- 新たな食料・農業・農村基本計画に関する地方説明会の開催及び参加者の募集について
- 令和7年度 農福連携技術支援者育成研修（第10期・第11期）の受講者募集について
- 鳥インフルエンザに関する情報について

【2025.6.12 発信 VOL.96】

- はじめに
- 「地域計画の見直しと実効性の確保に向けた農業委員会の役割の明確化と体制の強化に関する決議」について
- 「農業構造転換集中対策における土地改良の推進に関する決議」について
- 新たな土地改良長期計画の概要について
- 「地域のための小水力発電の推進に関する決議」について
- 農業構造転換集中対策の実施に当たり必要となる事業規模について
- インターネット情報番組「ABEMA Prime」に出演について
- 農業水利施設の電気料金高騰対策について
- 「令和6年度食料・農業・農村白書」について

【2025.6.27 発信 VOL.97】

- 第217国会が閉会、参議院議員選挙へ
- 「令和6年度森林・林業白書」について
- 「第1次国土強靱化実施中期計画」について
- 「令和6年度水産白書」について
- 「令和6年度食育白書」について
- 参議院農林水産委員会における質問について
- 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案の成立について
- 経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～について
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂」について
- 「地方創生2.0基本構想」について
- 農業農村整備の集い

【2025.8.4 発信 VOL.98】

- 第27回参議院議員通常選挙を終えて
- 農林水産省渇水・高温対策本部の設置と農業用水対策の支援について
- 令和6年度世界かんがい施設遺産の認定について
- 農福連携等応援コンソーシアム総会の開催について
- 食料・農業・農村政策審議会食糧部会について

【2025.9.5 発信 VOL.99】

- 予算確保に向けて
- 農村基盤整備議員連盟総会の開催について
- 森林整備・治山事業促進議員連盟総会の開催について
- 漁港漁場漁村整備促進議員連盟臨時総会の開催について
- 令和8年度農林水産関係予算の概算要求について
- 令和8年度農業農村整備事業関係予算の概算要求について
- 令和8年度森林整備事業・治山事業予算の概算要求について
- 令和8年度水産基盤整備予算の概算要求について
- 令和8年度税制改正要望について
- 新たな「土地改良長期計画」(案)について
- 令和7年8月6日からの大雨による災害(仮称)における「大規模災害時の災害査定の効率化」の対象及びその支援制度について

最近の情勢について

(食料・農業・農村基本計画／改正土地改良法／
国土強靱化計画／土地改良長期計画／
米を取り巻く状況／R 8 予算)

令和7年10月

参議院議員 しん どう かね ひ こ
進 藤 金日子

話の流れ

I. 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント	・・・ 1
II. 改正土地改良法の概要	・・・ 3
III. 第1次国土強靱化実施中期計画	・・・ 5
IV. 土地改良長期計画(R7～11年度)の全体概要	・・・ 9
V. 今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性	・・・15
VI. 令和8年度土地改良予算概算要求の概要	・・・22

(資料の出典) 基本的に農林水産省の資料をもとに進藤金日子事務所で作成。

I. 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法を改正（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。

食料安全保障の確保 食料の安定的な供給 国内の農業生産の増大 目標 ○食料自給率 ・摂取ベース：53% ・国際基準準拠：45% ○安定した輸入の確保 ○備蓄の確保 食料自給力の確保 (農地、人、技術、生産資材) 目標 ○農地の確保 (農地面積：412万ha) ○サステナブルな農業構造 49歳以下の担い手数： 現在の水準 (2023年：4.8万)を維持 ○生産性の向上 (労働生産性・土地生産性) ・1経営体当たり生産量：1.8倍 ・生産コストの低減： (米) 15ha以上の経営体 11,350円/60kg→9,500円/60kg (麦、大豆) 2割減(現状比) 輸出の促進 (国内の食料需要減少下においても供給能力を確保) 目標 ○農林水産物・食品の輸出額 (輸出額：5兆円)	農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保 ○水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換 ○コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進 ○規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進 ○サステナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保 ○生産コストの低減を図るため、農地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術の導入・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進 ○生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化 ○マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 ○食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮	農業経営の「収益力」を高め、 農業者の「所得を向上」
--	---	---------------------------------------

1

食料安全保障の確保 食料の安定的な供給 食品産業の発展 合理的な価格形成 国民一人一人が入手できる 物理的アクセス＋経済的アクセス ＋不測時のアクセス 環境と調和のとれた食料システムの確立 目標 ○温室効果ガス削減量(2013年度比) (削減量：1,176万t-CO₂) 多面的機能の発揮 農村の振興 農業生産の基盤の整備・保全 地域の共同活動の促進 農村との関わりを持つ者の増加 機会の創出＋経済面の取組＋生活面の取組 目標 ○農村関係人口の拡大が 見られた市町村数 (市町村数：630) ○農村地域において 創出された付加価値額 (付加価値額：22兆円) 中山間地域等の振興、鳥獣被害対策	食料システムの関係者の連携を通じた「国民一人一人の食料安全保障」の確保 ○原材料調達安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進 ○コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進 ○ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮 ○GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進 ○バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進 ○多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、 「きめ細やかな中山間地域等の振興」 ○2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出 ○所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出 ○生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保 ○中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援
---	---

国民理解の醸成 ○農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

2

II. 改正土地改良法の概要

背景

- 標準耐用年数を超過する基幹的農業水利施設が大半を占めていく中、その計画的な更新が必要。
- また、地域の農業水利施設等の保全に関する共同活動が将来的に立ちゆかなくなる可能性もあることから、適切かつ継続的な保全体制の確立が急務。
- 災害の激甚化及び頻発化、施設の老朽化等によるリスクの増加を踏まえ、土地改良施設の被害について事前の対策と事後的な対応を拡充する必要。
- 農業者が減少する中で、地域の実情を踏まえたきめ細かな基盤整備や、スマート農業の導入等のための情報通信基盤の整備の促進が必要。

こうした背景から、食料・農業・農村基本法に農業生産の基盤の整備に加えて「保全」に必要な施策を講ずることが明記されたところ。

既に標準耐用年数を超過した施設
全国全体の53% (12,413か所)



さらに今後10年のうちに標準耐用年数を超過する施設を加えると
全国全体の69% (16,248か所)

法律案の概要

1. 目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し (第1条及び第4条の2関係)

改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して、目的及び土地改良長期計画に係る規定を見直し

2. 基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置 (第87条の2関係)

農業者の申請によらず、国又は都道府県の発意により、基幹的な農業水利施設（頭首工、用水機場等）の更新事業を実施できる制度の創設

3. 地域の農業水利施設等の保全に関する措置 (第57条の11から第57条の15まで関係)

- ① 土地改良区が、市町村その他の関係者と連携して、「連携管理保全計画」を作成し、都道府県知事の認可を受け、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みを創設

- ② 認可を受けた計画に基づく土地改良区の合併について手続を簡素化 等

地域の関係者が議論する枠組み



4. 防災・減災、国土強靱化のための措置

- ① 急施(※)の防災事業について、損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等の事業を追加 (第87条の4関係)

- ② 急施の復旧事業について、
 - ・ 原形復旧だけでなく再度災害の防止のための事業を追加
 - ・ 突発事故被害と類似の被害を防止するための事業を追加 (第49条及び第87条の5関係)

(※ 急施：農業者の申請・同意なく特例的に急速に事業実施できる手続)

農業水利施設における再度災害の例



5. スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置

- ① 農地中間管理機構関連事業(※)の拡充 (第87条の3、第96条の4、農業経営基盤強化促進法第22条の6及び農地中間管理事業法第8条関係)
(※ 農地中間管理機構関連事業：農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする、農業者の費用負担によらない土地改良事業(事業実施主体：都道府県))
 - ・ 都道府県に加え市町村を事業実施主体に追加
 - ・ 賃借権等に加え農地中間管理機構が所有権を有する農用地を対象に追加
- ② 情報通信環境整備事業の創設 (第57条の9及び第57条の10関係)
 - ・ 土地改良区が、都道府県知事の認可を受けて情報通信環境を整備する事業を創設



6. その他の所要の措置 (第18条、第88条等関係)

土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置

施行期日

令和7年4月1日

KPI 連携管理保全計画（水土里ビジョン）により、地域の農業水利施設等の保全体制を構築した土地改良区の面積の割合 ⇒ 8割以上（令和11年度まで）

Ⅲ. 第1次国土強靱化実施中期計画

第1次国土強靱化実施中期計画の策定までの流れ

1. 国土強靱化基本法の改正（令和5年6月16日公布・施行）

→ 国土強靱化実施中期計画の策定を位置づけ

2. 国土強靱化施策の実施状況の評価

- 「新たな国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方について（令和6年1月23日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）」をとりまとめ、これに基づく評価を実施

5か年加速化対策の個別評価

○123対策（161施策）の施策別評価

- 年次計画2024においてとりまとめ
- 各施策の効果の確認、KPI等に基づき目標の達成見込みを確認

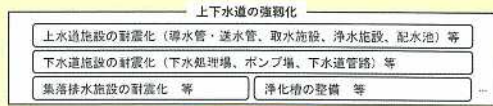
- ・当初設定した目標を達成する見込み：97施策（60%）
- ・課題への対応次第で達成の見込み：56施策（35%）
- ・達成困難の見込み：8施策（5%）

施策ごとに設定したKPI・補足指標による進捗確認

施策間連携の強化に向けた横断的な検討

○個別評価では評価できない「施策間連携」の観点から検討

- 施策群としてKPI・補足指標による進捗確認
- 施策の重点化や連携の考え方を整理



ハード整備・ソフト施策の組合せ等を議論

3. 国土強靱化実施中期計画の策定方針（令和7年2月14日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）

1. はじめに

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
- 国土強靱化実施中期計画を6月を目途に策定

3. 更なる国土強靱化に向け重点的に取り組むべき施策

- 施策内容や目標を精査し、「推進が特に必要となる施策」の内容・事業規模を設定
- 「長期的な目標」と「優先して到達すべき重点目標」の双方を明確化

（1）災害外力・耐力の変化への対応

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用等の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（2）人口減少等の社会状況の変化への対応

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 条件不利地域における対策強化
- 「半島防災・強靱化」等の推進

（3）事業実施環境の変化への対応

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の構築、資機材仕様の共通化・規格化

4. 対策推進にあたっての留意事項

- 定期的なフォローアップの実施、年次計画における整理・公表
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果のとりまとめ・発信
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

2. 国土強靱化施策の取組状況の評価

- 5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
- 状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応等）

5. 計画期間と事業規模

- 計画期間は令和8年度から12年度までの5か年を念頭に検討
- 推進が特に必要となる施策の事業規模は、資材価格の高騰等を勘案し、おおむね15兆円程度の事業規模で実施中の5か年加速化対策を上回る水準が適切との考えに立ち、必要な事業を積み上げ

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日
閣議決定

第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
- 5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
- 状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用等の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト → 60施策	● 迅速な航路開閉のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等 → 109施策	● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 → 56施策	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用、啓発活動の強化 → 65施策	● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 → 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

※複数の柱に位置づけられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1. 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安として**、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府庁等の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者、高齢者、こども、外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 → 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐震性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化 等 → 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE）等 ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 等 → 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 → 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の技術的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分岐備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐震性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等 → 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置づけられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2. 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。（Ⅰ. 防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ. ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、Ⅲ. デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ. 官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ. 地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果のとりまとめ・発信
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保の方針の具体的な検討を開始

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

第4章 推進が特に必要となる施策（例）

（1）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

- 国民の生命・財産・暮らしを守り、魅力あふれる多様な地域・国土を未来に引き継ぐため、長期的な視点に立ち、防災インフラの整備・管理や老朽化対策を着実に推進する。AI・ドローン等の最先端のデジタル等新技术の活用により、インフラの管理・運用の高度化や住民意識の体制強化を図るとともに、まちづくりとの連携強化やグリーンインフラの活用を図ると、ハード・ソフト両面から対策を講じ、次世代にわたり機能するインフラへの転換を図る。

＜中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実＞
 ■水災害リスク情報の充実・活用【国土交通省】
 ※目標 土砂災害警戒区域（約699,100区域（令和5年度末時点））のうち、土砂災害ハザードマップの作成・公表が完了した区域の割合
 96% [R5] → 100% [R12]

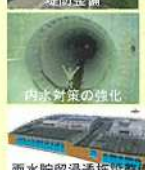
＜静止気象衛星の整備等による線状降水帯・台風等の予測精度の更なる向上＞
 ■線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化【国土交通省】
 ※目標 静止気象衛星及び次期静止気象衛星の整備（契約・基本設計審査・詳細設計審査・構成部品調達完了・統合作業・打ち上げ・運用開始の7工程）の進捗率
 7% [R5] → 71% [R12] → 100% [R16]

＜地震・津波・火山観測体制等の更なる強化＞
 ■線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化【国土交通省】
 ※目標 火山観測施設の耐災害性強化（停電対策が必要な箇所：61か所）の完了率
 7% [R5] → 52% [R12] → 100% [R15]

＜関係府省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進＞
 ■流域治水対策【国土交通省・農林水産省】
 ※目標 気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ変更した割合（国管理河川の全121計画）
 19% [R5] → 64% [R12] → 100% [R17]



気候変動を踏まえた洪水に対応（必要な下流能力を確保）した国管理河川（約1,500km/s・km）の整備完了率
 31% [R5] → 39% [R12] → 100% [R22]
 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な防潮能力を確保）した海岸堤防等（延長約2,700km）の整備完了率
 51% [R5] → 58% [R12] → 100% [R22]
 浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率
 5% [R5] → 12% [R12] → 100% [R40]

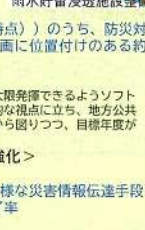


■防災重点農業用ため池の防災・減災対策【農林水産省】
 ※目標 全国の防災重点農業用ため池（約53,000か所（令和5年度末時点））のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池（防災工事等推進計画に位置付けのある約9,000か所（令和5年度末時点））における防災工事の完了率
 30% [R5] → 83% [R12] → 100% [R17]

※ リアルタイム災害危険情報に基づく早期避難を促進するなど、対策の効果を最大限発揮できるようソフト対策との連携を強化するとともに、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画等のまちづくり計画との連携強化を計画段階から図りつつ、目標年度が長期に及ぶハード対策について着実に進める。

＜障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化＞
 ■住民等の避難等に資する情報伝達手段の多様化・多様化【総務省】
 ※目標 市区町村（全国1,741市区町村）における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段（障害者や外国人等への配慮も含めた情報伝達手段）の整備完了率
 0% [R6] → 100% [R12]

＜被災後の残存リスクの管理＞
 ■河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理【国土交通省・農林水産省】
 ※目標 国管理河川（約10,000km）における河川視視の無人化に対応するための環境整備（ドローンによる河川視視のための通信環境の整備：約10,000km）の完了率
 0% [R6] → 22% [R12] → 100% [R15]



（2）経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

- 大規模自然災害の発生時においても、交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能を可能な限り維持できるよう、確実な点検・診断の実施や災害耐力の低下をきたす致命的な損傷の早期解消、運営基盤の強化等を推進し、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図るとともに、急所となる施設・設備や災害時の重要施設に接続するライフラインの耐災害性強化を図る。
- 災害により損傷を受けた場合にも早期に機能発揮できるよう、関連施設の相互連携の強化やダンダンシー確保、フェーズフリーな仕組みの活用、地域の実情を踏まえた自立分散型システムの導入等を推進し、次世代型ライフラインへの転換を図る。

＜予防保全型メンテナンスへの早期転換＞
 ■道路施設の老朽化対策【国土交通省】
 ※目標 国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁（約92,000橋（令和5年度末時点））の修繕措置（完了）率
 55% [R5] → 80% [R12] → 100% [R33]



■上下水道施設の戦略的維持管理・更新【国土交通省】
 ※目標 損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路（「下水道管路の全国特別重点調査」の対象：約5,000km）の健全性の確保率
 0% [R6] → 100% [R12]

＜広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化＞
 ■道路橋梁等の耐震機能強化【国土交通省】
 ※目標 緊急輸送道路（約110,000km）上の橋梁（約65,000橋（令和5年度末時点））の耐震化率
 82% [R5] → 88% [R12] → 100% [R38]

■港湾施設の耐震・耐液性性能の強化や関連する技術開発【国土交通省】
 ※目標 全国の港湾（932港）のうち、大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク（港湾計画等に基づき耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構設施設：464ネットワーク）の整備完了率
 35% [R5] → 43% [R12] → 100% [R33]

＜交通結節点等における防災拠点機能の強化＞
 ■道路における防災拠点機能強化【国土交通省】
 ※目標 道の駅における防災対策（防災上の位置付け（地域防災計画への位置付け）がある道の駅（約450か所（令和5年度末時点））の建築物の無停電化及び災害時にも活用可能なトイレの確保）の完了率
 55% [R5] → 68% [R12] → 100% [R37]

＜上下水道施設の耐震化を始めた耐災害性の強化＞
 ■上下水道施設の耐災害性強化【国土交通省】
 ※目標 給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する下水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合
 9% [R5] → 30% [R12] → 100% [R36]



■災害に強い合併処理浄化槽の整備【環境省】
 ※目標 浄化槽整備計画区域内（単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の総数：約370万基（令和5年度末時点））における合併処理浄化槽の割合
 68% [R5] → 77.9% [R12] → 100% [R27]

＜送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用＞
 ■送電網の整備・強化対策【経済産業省】
 ※目標 「広域系統長期計画（広域系統システムのマスタープラン）」を踏まえた送電網（増強運用容量：875万kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率
 0% [R6] → 100% [R12]

＜通信システムの災害時自立性の強化＞
 ■携帯電話基地局の耐災害性強化【総務省】
 ※目標 全国の携帯電話基地局（約100万局（令和6年3月末時点））のうち、災害対策本部の周辺等、強靱化が求められる基地局（全国約1万局（令和6年3月末時点想定））における整備完了率
 0% [R6] → 60% [R12] → 100% [R16]

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

第4章 推進が特に必要となる施策（例）

（3）デジタル等新技术の活用による国土強靱化施策の高度化

- AIやドローン、衛星等の革新的なデジタル等新技术は、組合せや使い方の工夫次第で、国土強靱化の取組を飛躍的に進化させる可能性を秘めている。これらの革新的な技術を発案直後の過酷な環境下における初期対応から復旧・復興段階に至るあらゆる災害対応フェーズにおいて積極的に活用できるよう、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。

＜国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等）＞
 ■災害用装備資機材の充実強化【警察庁】
 ※目標 広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材（近年の豪雨災害等への対応に当たり不足が確認された水難救助セット（ヘルメット、救命胴衣、ブーツ等）：約2,500式）の更新整備の完了率
 0% [R6] → 100% [R12]



■緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化【総務省】
 ※目標 航空消防防災体制の充実のため、航空小隊（全7隊（令和7年3月時点））に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防用ヘリコプターを含む。））を、ヘリサット地球周回、持込型機上装置）の整備完了率
 94% [R6] → 100% [R12]

■TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化【国土交通省】
 ※目標 大規模氾濫等に対応（高揚程化による機能強化）するための災害対策用車両（排水ポンプ：約240台（令和6年度末時点））の整備完了率
 75% [R6] → 83% [R12] → 100% [R22]

＜フェーズフリーなデジタル体制の構築＞
 ■自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策【国土交通省】
 ※目標 工機（盛土・掘削・積み込み・運搬・押土・締固めの7工程）における自動施工機械の技術基準の適用（基準整備、試行工事の実施）完了率
 0% [R6] → 100% [R12]

（4）災害時における事業継続性確保を始めた官民連携強化

- 激甚化・頻発化する大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続していくためには、民力で最大限発揮していく必要がある。
- 災害に強い社会構造への転換に向け、これまで最大限発揮してきた住宅の耐災害性強化や民間企業が進めてきた施設の耐災害性強化、サプライチェーンの複雑化、事業継続計画（BCP）の策定等の取組に加え、地方創生や持続可能なまちづくりとの連携強化により、地域の実情に応じた創意工夫を官民連携で創出する取組を強力に推進する。

＜生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化＞
 ■住宅・建築物の耐震化【国土交通省】
 ※目標 居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）
 90% [R5] → 95% [R12] → 耐震性が不十分なものをおおむね解消 [R17]

※耐震化は所有者が行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

＜立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進、国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化＞
 ■災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域（569市区町村（令和5年度時点））のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概ね完了した割合
 9.0% [R5] → 45% [R12] → 100% [R25]



＜保健・医療・福祉支援の体制・連携強化＞
 ■医療コンテナの活用【厚生労働省】
 ※目標 移動性のある医療コンテナを有する三次医療圏（全52医療圏）の割合
 63% [R6] → 100% [R12]



※災害時の利用方法について厚生労働省等と連携し検討を進めつつ、R12以降も各都道府県全体で各二次医療圏1基以上に相当する数の医療コンテナ（災害時に利用可能な移動性を有するもの）の保有を目標とする導入を図る。

（5）地域における防災力の一層の強化

- 自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する災害対応に臨むため、自立と連携の両面から地域防災力の強化を図る。被災地において被災者が安全に、安心して生活できる避難所環境や支援者が最大限の力を発揮できる活動環境の整備を推進し、地域の災害時における自立性の強化を図るとともに、長期に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援できるよう、広域連携体制の強化を図る。なお、実施中期計画で、半島・離島の条件不利地域における国土強靱化施策についても、その他地域において進める当該施策と併せて全国的な施策として位置付けることとし、各地域特性を踏まえた目標の設定や当該目標の達成に向けた施策の実施については、半島・離島の関係法に基づき別途定められた計画の下で具体的に推進するものとする。

＜スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善、避難地や救援・支援活動の拠点の整備・機能強化、同等によるバリエーション型支援物資の分散備蓄の強化＞
 ■避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄【内閣府】
 ※目標 スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合
 0% [R6] → 100% [R12]

※令和6年12月に改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年8月閣議決定）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を把握する。

被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録した車両数
 0台 [R6] → 1,000台 [R12]



※避難者へのヒアリング等から、登録制度の登録対象となり得ると想定される車両数

■避難地や救援・支援活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化【国土交通省】
 ※目標 広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園（約1,500か所）における災害時に活用可能な給水施設の確保率
 28% [R4] → 50% [R12]

※ソフト施設により災害時の給水機能が確保されることを考慮し、半島の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

＜避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化（耐震化、熱中症対策・寒冷地対策等）＞
 ■学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（公立学校）【文部科学省】
 ※目標 避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場：32,616室）における空調設備の設置完了率
 18.9% [R5] → 68.1% [R12] → 100% [R17]

＜避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築＞
 ■避難施設・防災拠点の再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策【環境省】
 ※目標 指定避難所（約82,000か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率
 21% [R5] → 62.5% [R12] → 100% [R17]

＜発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備＞
 ■災害ボランティア等の多様な主体との連携【内閣府】
 ※目標 都道府県域における災害中間支援組織の設置率
 45% [R5] → 100% [R12]

IV. 土地改良長期計画(R7～11年度)の全体概要

～ 食とくらしを支える水と土の未来のために ～

農業・農村をめぐる情勢及び課題

食料安全保障を取り巻く環境の変化
(世界人口の増加による食料需要の増加、気候変動による異常気象の頻発による世界の食料生産・供給の不安定化)

農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響
(農業者の減少・高齢化、農村の地域社会の維持が困難となる事態への懸念)

農業生産基盤等の脆弱化
(農地面積の減少、農業水利施設等の老朽化に伴う突発事故の多発)

自然災害リスクの増大
(豪雨、大規模地震等による農地・農業水利施設の被災リスクの高まり、洪水・高温による農作物への影響)

持続可能な環境配慮の主流化(環境負荷低減の取組の推進、環境と調和のとれた食料システムの確立)

農業・農村の多様性への配慮(地域ごとの多様な営み等を踏まえた柔軟な取組の必要性)

建設等を取り巻く情勢の変化(就業者数の減少、労務確保・資材価格の上昇)

土地改良事業の基本的な方向性

食料・農業・農村基本法の改正(令和6年6月5日施行)
・基本理念に、「食料安全保障の確保」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに規定。
・農業生産基盤の「整備」に加え「保全」が追加。防災・減災を図ることにより農業生産活動が持続的に行われるようにすること等が図る。

食料・農業・農村基本計画の策定(令和7年4月11日閣議決定)
・食料自給力の確保に向けて、生産性向上に必要な取組として「スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した品種開発」、「農業水利施設の戦略的な保全管理」及び「農業・農村の持続化に向けた防災・減災対策」を推進。

土地改良法の改正(令和7年4月1日施行)
・国等の発意により持続的な農業水利施設の更新事業を実施できる制度、土地改良区が地域の関係者と連携して「水土里ビジョン」を作成し農業水利施設の保全に取り組みを促す等が創設。

第1次国土強靱化実施中期計画の策定(令和7年6月6日閣議決定) → **おおむね20兆円規模**
「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「田んぼダム」等の取組、「農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」、「農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策」等の施策を推進。

食料自給力の確保に資する農業農村整備

農業生産基盤の整備・保全

政策課題1：

生産性向上等に向けた生産基盤の強化

農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減【政策目標1】

・担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進

国内の需要等を踏まえた生産の拡大【政策目標2】

・国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地・樹園地の高機能化等の推進

政策課題2：

農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保【政策目標3】

・基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進
・施設の集約・再編、省エネ化・再生可能エネルギー利用、ICT導入等による維持管理の効率化・高度化の推進

農村の振興

政策課題4：

農村の価値や魅力の創出

農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出【政策目標5】

・生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの整備の推進
・多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進

農村協働力

環境と調和のとれた持続可能な農業生産

政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進【政策目標4】

・防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進
・気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、洪水・高温対策、農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靱化等の推進

食料安全保障の確保

多面的機能の発揮

大規模自然災害への対応

- 1 東日本大震災からの復旧・復興
- 2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興
- 3 大規模自然災害への備え

計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

- 1 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応
- 2 土地改良区の運営体制の強化
- 3 技術開発の促進と普及、人材の育成
- 4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
- 5 関連施策や関係団体との連携強化
- 6 国民理解の醸成

9

政策課題1 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

政策目標1

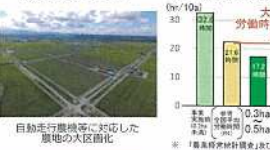
農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減

○ 生産コストの低減

KPI：・大区画化等の基盤整備実施地区における、担い手の米生産コストの労働費削減割合 ⇒ **【6割以上】**
・基盤整備着手地区において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区の割合 ⇒ **【10割】**

◆ 大区画化等による労働生産性の向上

(水田の大区画化)



◆ スマート農業の実装を可能とする基盤整備



政策目標2

国内の需要等を踏まえた生産の拡大

○ 国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大

KPI：・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、事業実施前後で麦・大豆等の生産量が3割以上増加している地区の割合 ⇒ **【8割以上】**
・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、事業実施前後で園芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合 ⇒ **【8割以上】**

事業量(政策目標1, 2)：

・水田の基盤整備 **【約9万ha】** うち、水田の大区画化(1ha以上) **【約6万ha】**
・水田の汎用化 **【約6万ha】** ・畑の区画整理・排水改良 **【約3.6万ha】** ・畑地かんがい **【約2.4万ha】**

◆ 水田単作から麦・大豆のブロックローテーションを実現 青生地区(宮城県美里町)



◆ 畑地・樹園地の高機能化による園芸作物の生産拡大 三美地区(茨城県常陸大宮市)



◆ 水田の大区画化による労働生産性の向上



政策課題2 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

政策目標3

農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保

○ 基幹から末端までの農業水利施設の機能保全の推進

KPI：・農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合 ⇒ **【10割】**
・土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合 ⇒ **【8割以上】**

○ 維持管理の効率化・高度化の推進

KPI：・更新事業(機能向上を伴う事業地区を除く)の着手地区において施設の集約・再編、ICTの導入等により維持管理費を節減する地区の割合 ⇒ **【10割】**

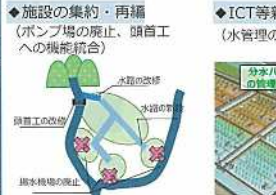
事業量：

・健全度評価により早急な対策が必要と判断している基幹的農業水利施設 **【水路約4,200km 施設約730か所】**
・うち、更新に着手する基幹的農業水利施設 **【水路約1,100km 施設約290か所】**
・うち、対策を完了させる基幹的農業水利施設 **【水路約3,000km 施設約510か所】**
・水土里ビジョンを策定する地区 **【約1,000地区】**
・農業水利施設のストック適正化等に着手する地区 **【約160地区】**
・農業水利施設を活用した小水力発電電力量 **【約2,900kWh】**
・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農地面積
・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農地面積 **【237.8万ha】**
・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農地面積 **【66.4万ha】**

◆ 改正土地改良法に基づく国等の発意による基幹施設の更新(非申請事業の拡充)



◆ 施設の集約・再編(ポンプ場の廃止、頭首工への機能統合)



◆ 改正土地改良法に基づく水土里ビジョンの策定



◆ ICT等新技術の導入(水管理の遠隔化・自動化)



◆ 農業水利施設の省エネ化(高効率電動機への更新による省エネルギー化)



10

政策課題3 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

政策目標4 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進

○防災重点農業用ため池の防災工事の集中的かつ計画的な推進

KPI：防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合 ⇒【9割以上】

○湛水被害等の防止

KPI：湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 ⇒【21万ha】

事業量：

- ・防災工事に着手する防災重点農業用ため池【約3,400か所】
- ・評価が完了する防災重点農業用ため池【約12,000か所】
- ・各種防災対策の実施【約1,800地区】
- ・田んぼダムに取り組み水田の面積【約77万ha】
- ・更新に着手する基幹的農業水利施設（再掲）【水路約1,100km 施設約290か所】
- ・保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル【約70か所】
- ・更新に着手する農業集落排水施設【約500地区】
- ・耐震調査を実施する農業集落排水施設【約1,200施設】

◆防災重点農業用ため池の防災・減災対策

（防災重点農業用ため池の防災工事の加速化）



事前対策（洪水吐きの改修）の先行整備（例）※地震対策は事前対策完了後に実施

（遠隔監視機器の導入）



農業用ため池の水位を把握するための遠隔監視機器

（ため池サポートセンターによるため池管理者等への技術支援）



ため池サポートセンターによる巡回点検やたの池管理台等への技術指導

◆将来予測に基づく計画策定手法も踏まえた排水施設の整備・改修を推進



排水機場、排水路の整備

◆「田んぼダム」の取組



調整機設置状況、排水機（調整機挿入）（福井県津市）

◆流域治水の取組



大雨が予想された際には、クレークの先行排水を実施し、洪水調整施設としても活用（福岡県）

政策課題4 農村の価値や魅力の創出

政策目標5 農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出

○総合的な整備を通じた所得の向上

KPI：中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合 ⇒【10割】

○地域の共同活動の維持に向けた体制強化

KPI：農地の保全に資する地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 ⇒【5割以上】

- ・農地・農業水利施設等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 ⇒【5割以上】
- ・中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 ⇒【5割以上】

事業量：

- ・農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備により収益力向上等に取り組む地区【約80地区】
- ・情報通信環境の整備に取り組む地区【約100地区】
- ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積【再掲】
- ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積【66.4万ha】
- ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積【再掲】
- ・更新に着手する農業集落排水施設【約500地区】（再掲）

◆農業生産基盤及び生産・販売施設の整備

（長野県東筑摩郡生坂村）



生産・販売施設（直売所・加工施設等）

地域の特色を活かした基盤整備により地域特産の国産作物の作付を拡大するとともに、生産・販売施設での販売により地域の所得確保を推進

◆生活インフラの整備



路面改良を実施した農道



老朽化対策を実施した農道橋

◆国、県、市町村による集落の共同活動への支援等の強化



◆環境負荷低減の取組



小水力発電の導入、ポンプの効率化

11

政策課題・政策目標・成果指標・事業量一覧

政策課題	政策目標	施策の成果目標	事業量
政策課題1 生産性向上等 に向けた 生産基盤の 強化	【政策目標1】 農地の集積・集約化 及びスマート農業の 推進に向けた基盤整 備による生産コスト の低減	【重要業績指標（KPI）】 ○生産コストの低減 ・大区画化等の基盤整備実施地区において、担い手の米生産コストの労働単価削減割合 ・基盤整備着手地区において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区の割合 【活動指標】 ・基盤整備完了地区における担い手の農地集積率 ・基盤整備完了地区における担い手の農地集約率 ・基盤整備完了地区における担い手の農地集約率 ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積 ・農地による農産物・農業用水利施設等の保全管理により構造改革の促進が図られている地域の割合	・水田の基盤整備 約9万ha うち、水田の大区画化（1ha以上） 約6万ha ・水田の利活用 約6万ha ・畑の区画整理、排水改良 約3.6万ha ・畑かんがい 約2.4万ha
	【政策目標2】 国内の需要等を踏ま えた生産の拡大	【重要業績指標（KPI）】 ○国内の需要等を踏まえた大豆・国産作物等の生産拡大 ・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、事業実施前後で大豆等の生産量が3割以上増加している地区の割合 ・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、事業実施前後で国産作物の生産量が2割以上増加している地区の割合 【活動指標】 ・基盤整備着手地区において、事業実施前後で大豆等の生産量が3割以上増加する地区の割合 ・基盤整備着手地区において、事業実施前後で国産作物の生産量が2割以上増加する地区の割合 ・農作可能な農地における基盤整備完了地区の耕作率	
政策課題2 農業用水の 安定供給 及び良好な 排水条件の 確保	【政策目標3】 農業水利施設の戦略 的な保全管理による 持続的な機能確保	【重要業績指標（KPI）】 ○基幹から末端までの農業水利施設の機能保全の推進 ・農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合 ・土地改良区の受益面積のうち、水田に占める割合の増進 ○維持管理の効率化・高度化の推進 ・更新事業（情報向上を行う事業地区を除く）の着手地区において、施設等の更新・再掲、ICTの導入等により維持管理費を削減する地区の割合 【活動指標】 ・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手率 ・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策完了率 ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積 ・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積 ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積 ・土地改良区における使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合 ・新技術の導入割合 ・新規事業における情報化施工技術の活用割合	・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設 水路約4,200km、施設約730か所 ・うち、更新に着手する基幹的農業水利施設 水路約1,100km、施設約290か所 ・うち、対策を完了させた基幹的農業水利施設 水路約3,000km、施設約950か所 ・水田に占める割合を決定する地区 約1,000地区 ・農業水利施設のストック面化等に着手する地区 約160地区 ・農業水利施設を活用した小水力発電設備の導入 約12,900kW ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積 237.8万ha ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積 66.4万ha
政策課題3 増大する 災害リスクに 対応するた めの農業・農 村の強靱化	【政策目標4】 気候変動等により激 甚化・頻発する災 害に対応した防災 ・減災対策の推進	【重要業績指標（KPI）】 ○防災重点農業用ため池の防災工事の集中的かつ計画的な推進 ・防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合 ○湛水被害等の防止 ・湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 【活動指標】 ・防災重点農業用ため池の評価完了の割合 ・田んぼダムの取組を実施した水田の面積（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む） ・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手率（再掲） ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積 ・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積 ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積 ・更新に着手する農業集落排水施設【約500地区】（再掲） ・耐震調査を実施する農業集落排水施設【約1,200施設】	・防災工事に着手する防災重点農業用ため池 約3,400か所 ・評価が完了する防災重点農業用ため池 約12,000か所 ・各種防災対策の実施 約1,800地区 ・田んぼダムに取り組み水田の面積 約77万ha ・更新に着手する基幹的農業水利施設（再掲） 水路約1,100km 施設約290か所 ・保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル【約70か所】 ・更新に着手する農業集落排水施設 約500地区 ・耐震調査を実施する農業集落排水施設【約1,200施設】
政策課題4 農村の 価値や魅力の 創出	【政策目標5】 農村における所得 の向上と雇用機 会の創出、農村 に人が住み続 けられる生活環 境の確保、多 様な人材が関 わる機会の創 出	【重要業績指標（KPI）】 ○総合的な整備を通じた所得の向上 ・中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合 ○地域の共同活動の維持に向けた体制強化 ・農地の保全に資する地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 ・農地・農業水利施設等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 ・中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合 【活動指標】 ・土地改良区（土地改良区を含む）の理事に占める女性の割合 ・基盤整備着手地区において、1か所の農産物加工施設に集約する地区の割合 ・農地の保全に資する地域の共同活動の参加割合 ・地域活性化に資する情報通信環境の整備に取り組む組織の割合 ・中山間地域等において、条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積 66.4万ha ・更新に着手する農業集落排水施設【約500地区】（再掲）	・農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備により収益力向上等に取り組む地区 約80地区 ・情報通信環境の整備に取り組む地区 約100地区 ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積【再掲】 ・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積 237.8万ha ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積 66.4万ha ・更新に着手する農業集落排水施設【約500地区】（再掲） ・更新に着手する農業集落排水施設【約500地区】（再掲） ・更新に着手する農業集落排水施設【約500地区】（再掲）

12

(参考1) 地域計画の策定状況 (地域ブロック別：全体)

項 目	令和7年4月末時点 (確定値)								
	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州 沖縄	全国
策定市町村数	172	223	394	80	119	172	195	260	1,615
(参考：策定予定数)	172	223	395	80	120	174	197	265	1,626
策定された地域計画数	489	2,513	3,050	1,998	1,033	3,906	2,216	3,689	18,894
(参考：策定予定数)	489	2,514	3,120	1,998	1,158	4,350	2,271	3,705	19,605
地域計画区域内の農用地等面積 (万ha)	120.0	84.4	67.9	30.8	13.6	16.6	37.6	51.4	422.2
うち目標地図に位置付けられた 農業者の10年後の経営面積	108.7 (91%)	54.1 (64%)	34.5 (51%)	23.9 (77%)	7.8 (57%)	11.5 (69%)	15.0 (40%)	32.9 (64%)	288.3 (68%)
うち将来の受け手が位置付けら れていない農地面積	11.2 (9%)	30.3 (36%)	33.4 (49%)	6.9 (23%)	5.8 (43%)	5.1 (31%)	22.6 (60%)	18.5 (36%)	133.9 (32%)

※1 カッコ内は、地域計画区域内の農用地等面積に占める割合。

※2 四捨五入の関係により数値の合計が合わない場合がある。

13

(参考2) 地域計画の策定状況 (地域ブロック別：目標地図の類型別)

目標地図の類型	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州 沖縄	全国
目標地図数	489	2,513	3,050	1,998	1,033	3,906	2,216	3,689	18,894
①将来の受け手に集約化	178 (36%)	259 (10%)	103 (3%)	418 (21%)	184 (18%)	513 (13%)	107 (5%)	291 (8%)	2,053 (11%)
②現況地図にほぼ近い	243 (50%)	731 (29%)	1,173 (38%)	1,003 (50%)	526 (51%)	1,991 (51%)	737 (33%)	2,132 (58%)	8,536 (45%)
③将来の受け手が不足	16 (3%)	1,395 (56%)	1,642 (54%)	568 (28%)	263 (25%)	1,218 (31%)	1,370 (62%)	1,218 (33%)	7,690 (41%)
④将来像の方向性はあるが 将来の受け手の特定を保留	18 (4%)	112 (4%)	4 (0.1%)	1 (0.1%)	5 (0.5%)	58 (1%)	0	0	198 (1%)
⑤その他 〔将来の農地利用が確実な 農地のみを区域設定等〕	34 (7%)	16 (1%)	128 (4%)	8 (0.4%)	55 (5%)	126 (3%)	2 (0.1%)	48 (1%)	417 (2%)

14

V. 今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性

《検証》

- (1) 農林水産省は、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として、翌年産の需要量の見通しと生産量の見通しを作成（令和4年秋・令和5年秋）。また、生産量の見通しにおいても、精米歩留まりが低下していることを考慮していなかった。
- 他方、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量（玄米ベース）は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、6/7年は増加。また、精米とう精数量から推計した需要量（精米ベース）でも、令和4年産と比較して、令和5・6年産は増加。
- その要因は、高温障害等により精米歩留まりが悪かったことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、インバウンド需要や、家計購入量の増加など一人当たり消費量の増加によるものと考えられる。
- この結果、生産量は需要量に対し不足（令和5/6年：40～50万トン程度（需要量比：6～8%程度）、令和6/7年：20～30万トン程度（需要量比：4～5%程度））し、民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった。
- (2) 民間在庫は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できるバッファーになり得ない状況。民間在庫の減少に伴い、流通段階では、次年度の端境期に米が不足すると不安から競争が発生。卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、比較的高い価格の米を調達。
- (3) これらが米価高騰の要因となる中、農林水産省は、生産量（玄米ベース）は足りているとの認識の中で、
- ①流通実態の把握に消極的であり、マーケットへの情報発信や対話も不十分。
 - ②政府備蓄米についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、放出時期が遅延。
- こうした対応の下で、卸売業者等の不安感を払拭できず、更なる価格高騰を招致。

《今後の方向性》

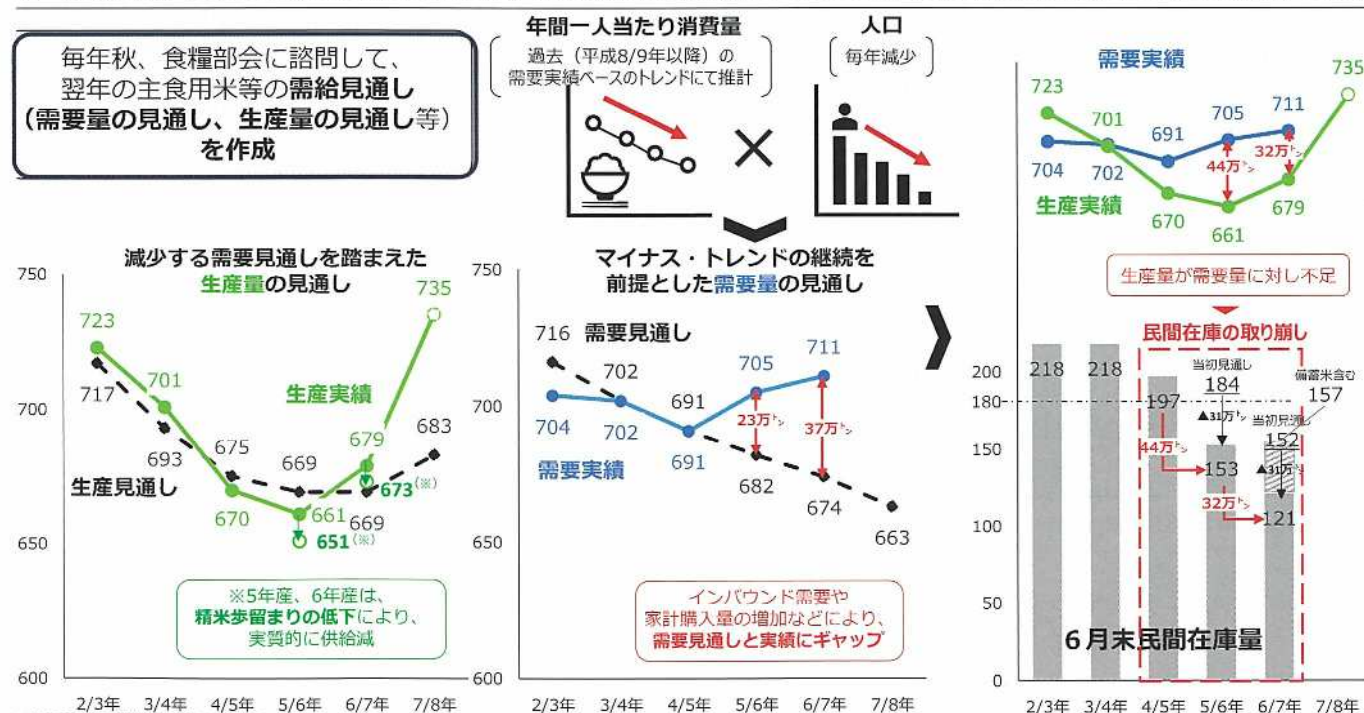
- ①需給の変動にも柔軟に対応できるよう、官民合わせた備蓄の活用や、耕作放棄地も活用しつつ、増産に舵を切る政策への移行
- ②農地の集積・集約、大区画化や、スマート農業技術の活用、新たな農法（節水型乾田直播等）等を通じた生産性の向上
- ③米国の関税措置による影響を分析しつつ、増産の出口としての輸出の抜本的拡大
- ④精米ベースの供給量・需要量や消費動向の把握等を通じた、余裕を持った需給見通しの作成と消費拡大
- ⑤流通構造の透明性の確保のための実態把握や流通の適正化を通じた消費者・生産者等の納得感の醸成
- ⑥作物ごとの生産性向上等への転換、環境負荷低減に資する新たな仕組みの創設等を通じた水田政策の見直し（令和9年度）等

注] 米の安定供給用実現関係閣僚会議（第3回）資料（令和7年8月5日）

15

今般の米価高騰の要因と対応の検証（生産量は足りていたのか）

- 人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として、翌年産の需要量と生産量の見通しを作成。
- 高温障害等により精米歩留まりが悪かったことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、インバウンド需要や、家計購入量の増加などにより、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量（玄米ベース）は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、令和6/7年は増加。
- この結果、生産量は需要量に対し不足し、民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった。



(*) 令和2～4年度米平均と比べ精米歩留まりが低下した分を加味した実質的な生産量

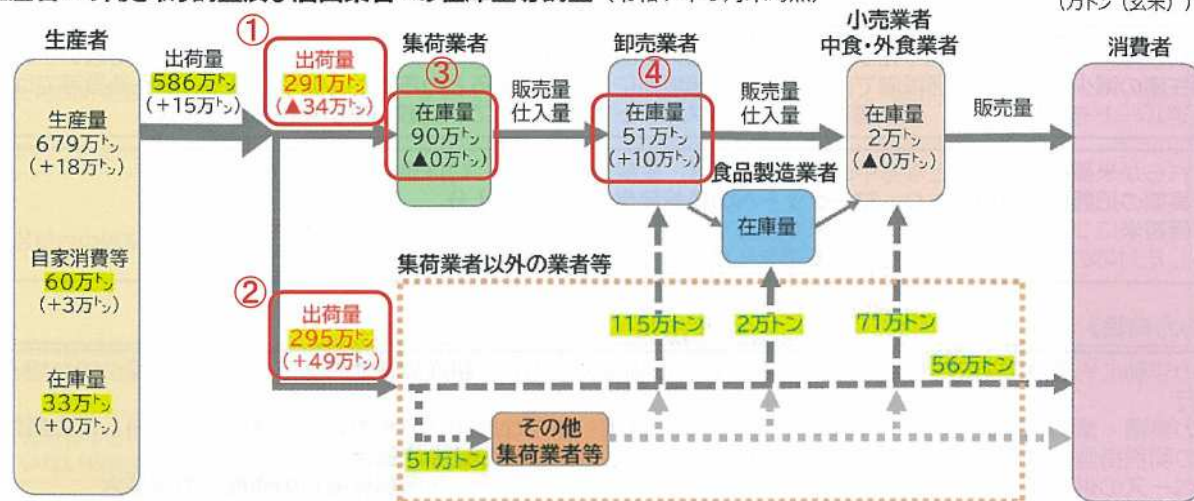
(注) 図中の単位は、(万トン、玄米ベース)

16

(参考) 生産者への聞き取り調査等を踏まえた令和6年産米の流通の状況について

- 生産者への聞き取り調査の結果では、生産量が18万トン増加する中で、生産者の出荷量のうちJA系統などの集荷業者への出荷数量は大きく減少(前年同月差▲34万玄米トン)する一方で、生産者の直接販売や集荷業者以外の業者との取引等は大きく増加(前年同月差+49万玄米トン)②①
⇒流通が多様化していることが明確化③④
- 届出事業者への在庫量等調査の結果、在庫量は集荷業者段階で9.0万玄米トン(前年同程度)、卸売業者段階で5.1万玄米トン(前年同月差+1.0万玄米トン)、小売業者、中食・外食業者段階で2万玄米トン(前年同程度)。
⇒集荷業者は集荷量の減少に合わせて販売量も減少させた結果、卸売業者等は不足分を生産者などから調達

生産者への聞き取り調査及び届出事業者への在庫量等調査(令和7年6月末時点)



生産者への聞き取り調査で判明した結果(推計値) ()内は推計値の前年差

- ※1 生産者の在庫数量等に関する聞き取り調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
※2 集荷業者以外の業者等の業種別の出荷量は、生産者の在庫数量等に関する聞き取り調査の生産者直接販売等の推計値(295万トン)に、出荷先の業種別割合を乗じて算出。
(消費者への販売量は、消費者直売等とふるさと納税の計であり、その他集荷業者等への出荷量は、集荷業者(系統外)、農業生産法人等及びその他の計である。)

17

別表1 品目ごとの国内消費仕向量、生産量、輸出量、単収、作付面積

品目 【 】は主な産地※1 (2023年産)	国内消費仕向量 (万t) (1人・1年 当たり消費量 (kg/人・年))		生産量 (万t)		うち 輸出量 (万t)		単収 (kg/10a)		作付面積 (万ha) 飼養頭羽数 (万頭、百万 羽)	
	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)
	年(年度)	年(年度)	年(年度)	年(年度)	年(年度)	年(年度)	年(年度)	年(年度)	年(年度)	年(年度)
米※2	824 (51.1)	777 (50.6)	791	818	4.4	39.6	535	570※3	148	144
小麦 【北海道、九州】	631 (31.0)	632 (31.7)	109	137	0	0	472	537※4	23	26
大麦・はだか麦 【九州、関東・東山】	197 (0.3)	196 (0.3)	23	26	0	0	363	382	6.4	6.8
大豆 【北海道、関東・東山】	356 (7.0)	364 (7.0)	26	39	0.2	1.1	169	223※5	16	17
そば	13 (0.6)	12 (0.6)	3.6	4.9	0	0	53	70	6.7	7.0

※2 米の輸出量は玄米換算。

※3 米の単収(2030年)は、主食用:555kg/10a、新市場開拓用:628kg/10a、米粉用:616kg/10a、飼料用:720kg/10a。

※4 小麦の単収(2030年)は、田:489kg/10a、畑:605kg/10a。

※5 大豆の単収(2030年)は、田:212kg/10a、畑:268kg/10a。

〔資料〕「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月11日閣議決定)より抜粋

18

令和7/8年の主食用米の生産見通しの算出（試算）【精米ベースで算出】

【令和7/8年の主食用米等の生産見通しの算出方法】

第 68 回 食料・農業・農村政策
審議会食糧部会資料
(R7.9.19)

I 水田における作付意向(令和7年6月末時点)

各県の令和7年6月末時点の主食用米の作付意向面積：全国計136.3万ha

II 令和7年産水稻の8月15日現在における10a当たり収量の前年比見込み

7年産水稻の10a当たり収量の前年比見込み		都道府県数
上回る	(対前年比 106%以上)	1
やや上回る	(対前年比 105%～102%)	12
前年並み	(対前年比 101%～ 99%)	29
やや下回る	(対前年比 98%～ 95%)	4
下回る	(対前年比 94%以下)	0

III 令和7年産主食用米の生産見通し

令和7年産主食用米の生産見通しは、

- ① 各県ごとに、I の主食用米作付意向(6月末時点)面積(ha)に前年(6年産)の10a当たり収量及びIIの令和7年産水稻の8月15日現在における10a当たり収量の前年比見込み(上限値及び下限値)を乗じて生産見通しを算出

$$\begin{array}{l} \text{7年産} \\ \text{主食用米生産見通し} \end{array} = \begin{array}{l} \text{7年産} \\ \text{主食用米作付意向面積} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{6年産} \\ \text{10a当たり収量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{7年産} \\ \text{10a当たり収量の} \\ \text{前年比見込み} \\ \text{(上限値、下限値)} \end{array}$$

- ② ①の各県別の生産見通しを合計した全国計の最大・最小値を幅をもって設定した上で、精米歩留りの直近5年平均値と最低値を用いて、幅をもって精米ベースの生産量を設定。

$$\begin{array}{l} \text{精米ベース: } 645 \sim 668 \text{ 万トン} \\ \text{歩留り } 0.886 \updownarrow \updownarrow \text{ 歩留り } 0.896 \text{ (※)} \\ \text{玄米ベース: } 728 \sim 745 \text{ 万トン} \end{array}$$

※ 本年10月中旬公表予定の作物統計調査(9月25日現在の予想収量)が公表された以降は、当該数量に置き換えて(ふるい目幅1.7mm以上(参考値)に加え、農家ふるい目以上の収量も付記)

19

令和7/8年の需給見通し（案）

第 68 回 食料・農業・農村政策審議会食糧部会資料(R7.9.19)

令和7年5月 基本指針

【令和6/7年の主食用米等の需給見通し】

(万トン(玄米))

令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	A	153
	令和6年産主食用米等生産量	B	679
	令和6/7年主食用米等供給量計	C=A+B	832
	令和6/7年主食用米等需要量	D	674
	令和7年6月末民間在庫量	E=C-D	158

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

(万トン(玄米))

令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量	E	158
	令和7年産主食用米等生産量	F	683
	令和7/8年主食用米等供給量計	G=E+F	841
	令和7/8年主食用米等需要量	H	663
	令和8年6月末民間在庫量	I=G-H	178

注1:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。
注2:上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式による輸入米は含まれない。

需給見通し(案)

【令和6/7年の主食用米等の需給実績(速報値)】

(万トン(精米)) (万トン(玄米))

令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	J	135	153
	令和6年産主食用米等生産量	K	606	679
	政府備蓄米供給数量	L	32	36
	令和6/7年主食用米等供給量計	M=J+K+L	773	868
	令和6/7年主食用米等需要量	N	633	711
	令和7年6月末民間在庫量	O=M-N	140	157

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

(万トン(精米)) (万トン(玄米))

令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量	O	140	157
	令和7年産主食用米等生産量	P	645～668	728～745
	政府備蓄米供給数量	Q	21	24
	令和7/8年主食用米等供給量計	R=O+P+Q	807～829	908～926
	令和7/8年主食用米等需要量	S	624～631	697～711
	令和8年6月末民間在庫量	T=R-S	176～205	198～229

注1:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。
注2:上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式や枠外の民間輸入(令和6/7年:約4万トン)による輸入米は含まれない(財務省「貿易統計」より)。
注3:令和7年産の予想収量(9月25日現在)や精米歩留り率等が判明した後に、これらを需給見通しの各数値

20

需給の変動に柔軟に対応できるR7/8年以降の需給見通しの策定について

第 68 回 食料・農業・農村政策審議会食糧部会資料(R7.9.19)

R7/8需給見通し

<10～11月>

- 需要見通し：人口減少や直近の1人当たり精米ベースの消費量の実績、インバウンド需要の動向、精米歩留りを考慮して幅で設定。（ふるさと納税は、調査内容を精査し次第、見通しに反映）これを検証するものとして、とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた需要量の推計を行う。
- 生産見通し：R7年産予想収穫量（9月25日現在）（10月中旬）を踏まえて変更。

<3月>

- 需要見通し：上記の考え方を踏襲しつつ、ふるさと納税や家計調査等により需要量の変動やその要因の変化を極力把握し、逐次変更。
- 生産見通し：R7年産収穫量（確報）（2月下旬）を反映。
- いずれも、約半年分の精米歩留りの実績を反映。

R8/9需給見通し

<10～11月>

- 需要見通し：R7/8の需要見通しの算定の考え方を踏襲して設定。
 - 生産見通し：需要に応じた生産を図るため、R7年産予想収穫量（9月25日現在）を踏まえつつ、需要見通しに対して余裕を持って設定。
- ⇒ 8年産の生産に向け、種子注文が本格的に行われる11月に間に合う時期に需給見通しを作成。

<3月>

- 需要見通し：上記の考え方を踏襲しつつ、ふるさと納税や家計調査等により需要量の変動やその要因の変化を極力把握し、逐次変更。
 - 生産見通し：需要に応じた生産を図るため、R7年産収穫量（確報）を踏まえつつ、需要見通しに対して余裕を持って設定。
 - 需要見通し、生産見通しは、いずれも約半年分の精米歩留りの実績（2月頃）を反映。
- ⇒ 8年産の6月20日の営農計画書提出期限に向け、生産者が主食用か非主食用とするかを判断できるよう、最新の動向を反映して変更。

R9/10需給見通し以降

<7月>

- 需要見通し：とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた推計を充実させ、この推計をベースに算定する方向で検討。また、緊急調査を踏まえた生産・流通・消費の実態把握で得られた情報などを反映することを検討。
- 生産見通し：需要に応じた生産を図り、需要見通しに対して余裕を持って設定。

※ 需要見通し・生産見通しはいずれも玄米ベースに加え、精米ベースでも設定。

※ 生産や消費の最新の動向に応じて、柔軟に需給見通しの変更を実施。

※ 民間輸入米は、本年6・7月で約4.7万トンと昨年度より大きく増加。仮にこのまま推移すれば、国産主食用米の需要量を減少させる可能性があるため、引き続き状況を注視。

21

VI. 令和8年度土地改良予算概算要求の概要

- 農業の構造転換や国土強靱化等を図るための農業農村整備を計画的に推進するため、農業農村整備事業（公共）、農業農村整備関連事業（非公共）及び農山漁村地域整備交付金（農業農村整備分）を合わせて、**5,281億円**（対前年度比**118.3%**）を要求。

令和8年度予算概算要求

	(単位:億円)		
	R7 当初予算	R8 概算要求	前年度比
農業農村整備事業(公共)	3,331	3,941	118.3%
農業農村整備関連事業(非公共)			
農地耕作条件改善事業 大区画化等加速化支援事業 畑作等促進整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 農山漁村振興交付金	548	662	120.9%
農山漁村地域整備交付金(公共) (農業農村整備分)	584	678	116.0%
計	4,464	5,281	118.3%

注：計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

土地改良予算の推移



①農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、②「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、③「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る経費及び④「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討。

22

農業農村整備関係事業／令和8年度 新規・拡充要求の概要(柱別)

スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農業構造転換集中対策期間内(R7-R11)の特別措置

大区画化等加速化支援事業(非公共)

- 都道府県単位の協議会を経由した、法人等の農業者が自ら施工することによる大区画化(簡易な基盤整備)を定額支援する新事業を創設
- 巨大大区画化等の効果検証及び地域内の横展開に要する経費を支援(上限3,000万円/協議会)

農業競争力強化農地整備事業

- 1ha以上の大区画整備を加速化するため「農業構造転換集中対策費」を創設。現在実施中の地区について、下記要件を満たせば促進費からの移行が可能

補助率	定額(事業費の6.25% (中山間地域:3.75%))	定額(事業費の12.5% (中山間地域:7.5%))
要件	1ha以上の大区画が地区内の1/2以上 (中山間地域:労働費削減20%でも可) 等	1ha以上の大区画が地区内の2/3以上 (中山間地域:労働費削減40%でも可) 等

※水利施設等保全高度化事業、中山間地域農業農村総合整備事業(中山間NN)においても同様に拡充(中山間NNにあっては事業費の1%又は2%)

農地中間管理機構関連農地整備事業

- 米の生産コストに係る収益性要件を見直すとともに(9,600円/60kg→9,500円/60kg)、大区画化を加速するため、収益性要件の選択肢に「地区内の1/2以上が1ha以上の大区画となること」を追加

農業競争力強化農地整備事業

- 中山間地域における面積要件を一定の要件のもとで緩和(10ha以上→5ha以上)
- 計画策定事業の定額助成を延長するとともに(～R11)※、定額助成の対象に「フラッグシップ輸出産地の認定地域」を追加。また、計画策定事業において荒廃ハウス等の支障物撤去等を実施可能に
- ※「水田高収益化計画の策定地域」については、R9年度の水田政策見直しのため1年間の延長(～R8)
- 所有者不明農地の増大を踏まえ、計画策定前から財産管理制度の活用を可能にするるとともに、換地業務における経費算定基準の歩掛を改定

国営農用地再編整備事業

- 基盤整備(3ha以上の巨大大区画化等)と営農技術(多収性品種等)の組み合わせによる米生産の低コスト化実証事業を創設(事業費の2%を上限)

農業生産基盤情報通信環境整備事業(非公共)

- スマート農業技術の現場実装を加速化するため新事業を創設(農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」は廃止)。LPWA等簡易な情報通信施設により実装可能な自動給水栓等の普及拡大のため事業費要件を見直し(800万円以上→200万円以上)

農業水利施設の戦略的な保全管理

国営かんがい排水事業

- 「国営造成土地改良施設整備事業」における水管理施設の単独整備の採択期間を延長するとともに(～R12)、国営造成施設と一体不可分な県営造成施設等を事業対象に追加
- 施設の耐震化において一体不可分な更新整備を事業対象に追加

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

- 「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設し、道路下の大口パイプラインの詳細点検を緊急的に実施(事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定)(～R12)

水利施設等保全高度化事業

- 実施計画策定事業の採択期間を延長するとともに(～R11)、「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設(～R12)
- 小水力発電や高効率ポンプの設置等を支援する「農業水利施設省エネルギー化支援事業(促進費交付)」の採択期間を延長(～R11)
- 流域治水の取組を推進するため、河川管理者へのデータ提供機器を整備する「緊急水管理システム整備事業」の定額支援を延長(～R12)

土地改良区機能強化支援事業

- 土地改良区の運営基盤を強化するため(未収賦課金の増加を防止するため)、不在地主(地区外組合員)の把握に必要な調査や、資格交替のための地元調整等の取組を支援対象に追加

農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

国営総合農地防災事業

- 国営事業実施中(かん排・農地再編を含む)の地区内に存在する防災重点農業用ため池の整備を行う「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設(～R12)。貯水容量5,000m³以上、地区内の国営造成施設等とともに水土里ビジョンに位置付けられていること等の要件を満たす場合に、急施の防災事業として緊急的に実施。

農村地域防災減災事業

- 実施計画策定等の定額助成及び国土強靱化対策として行うため池整備の受益面積要件を撤廃する措置を延長(～R12)
- 施設の耐震化において一体不可分な範囲の更新整備を実施可能に
- 農村整備事業
- 河川改修等に伴う補償で造成された農道橋及び農道トンネルを対象施設に追加

農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共)

- 防重ため池に設置された水位計等を「ため池防災支援システム(全国のため池の水位情報を集約)」に接続する際の費用を補助対象に追加

23

(参考) 農業構造転換集中対策の実施に当たり必要となる事業規模について

令和7年5月23日 自由民主党
食料安全保障強化本部、総合農林政策調査会、農林部会

「農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議」(令和7年5月27日)に掲げる「農業構造転換集中対策期間で集中的に実施すべき項目」について、別枠で必要となる事業規模は下記のとおりである。

今後、政府においては、食料安全保障強化政策大綱等を改訂し、農業構造転換集中対策期間に別枠で必要となる事業規模を明確にすることにより、これらの事業を着実かつ計画的に実施すること。

1 農業農村整備 (農地の大区画化 (中山間地におけるきめ細かな整備を含む) 等)	おおむね 8,000 億円程度
2 共同利用施設の再編・集約化等	おおむね 9,000 億円程度
3 スマート農業技術・新品種の開発 スマート農業機械等の実装 (スマート農業技術の開発・実装 担い手、サービス事業者等への機械導入 新たな品種の開発・普及 等)	おおむね 7,000 億円程度
4 輸出産地の育成 (大規模輸出産地の形成 輸出対応施設の整備 (2による施設整備を含む) 輸出サプライチェーンの構築 等)	おおむね 2,000 億円程度
合計	おおむね 2.5 兆円程度 (うち国費 おおむね 1.3 兆円程度)

※ 令和7年5月時点において、本対策の達成目標を達成するために必要と想定される事業規模の 目途を示したものであり、各対策の実施段階における諸調整の結果等により、変動する場合がある。特に、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する必要がある。

24

進藤金日子後援会への入会について

(進藤金日子後援会からのお願い)

「土地改良」「農山漁村」「食」は日本の命綱

参議院議員 (全国比例)

進藤金日子の後援会へのご入会をお願いします。

多くの方々にお声掛けいただければ幸いです。

進藤金日子をご支援ください。

ご入会は、以下の URL・QR コードより、お申し込みいただけます。

〈後援会入会申込〉



<https://www.shindo-kanehiko.com/> 申込み / 後援会 /

以下のQRコードに積極的にアクセスをお願いします。



ホームページ

<https://www.shindo-kanehiko.com/>



Facebook

<https://www.facebook.com/people/Kanehiko-Shindo/100004379739520>



YouTube

<https://www.youtube.com/@user-ke4dy3ls5s>



LINE

<https://line.me/R/ti/p/%40715aejdb>



Instagram

<https://instagram.com/shindokanehiko.ofc?igshid=YTQwZjQ0NmI0OA==>

かねひこ 進藤金日子 プロフィール

昭和 38 年 7 月 7 日 秋田県大仙市(旧協和町) 生まれ

<名前の由来>

「金日子」と書いて「かねひこ」と読みます。父が命名しました。父によると、子供の誕生前に雷が鳴ると「金」をつけるとの言い伝えを守り、七夕生まれなので「彦」と考えたが、「金彦」では両方の字が「剛」と「剛」であり、元来「彦」は「日子」であったこともあり、「日子」にしたとのことです。農家にとって重要なお日様の「日」と位の高い「子」によったと。因みに親戚にも「日子」のつく立派な方がおられ、その方々にあやかっただのが実情だと思います。



【現在の主な役職】

◎国会関係

参議院 農林水産委員会 委員

参議院 予算委員会 理事

参議院 消費者問題に関する特別委員会 筆頭理事

◎自由民主党関係

・参議院国会对策委員会 (副委員長)

・食料安全保障強化本部 (幹事)

・総合農林政策調査会農地政策検討委員会 (事務局長)

・総合農林政策調査会中山間地農業を元気にする委員会 (委員長)

・総合農林政策調査会輸出促進対策委員会 (事務局長)

・総合農林政策調査会棚田支援に関する PT (事務局長)

・東京都参議院比例区第 38 支部長

◎その他

・全国土地改良政治連盟 顧問

・全国水土里ネット会長会議 顧問

・全国農地海岸保全協会 副会長

・全国ため池等整備事業推進協議会 副会長

・全国土地改良施設管理事業推進協議会 顧問

・全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会 顧問

・山村振興連盟 理事

【主な経歴】

昭和 61 年 3 月

岩手大学農学部農業土木学科卒業

昭和 61 年 4 月

農林水産省入省

平成 7 年 2 月

在チリ日本国大使館書記官

平成 15 年 4 月

農水省農村振興局水利課課長補佐 (補助事業担当)

平成 16 年 4 月

同 設計課課長補佐 (企画班担当)

平成 18 年 4 月

熊本県農林水産部農村計画・技術管理課長

平成 21 年 4 月

関東農政局設計課長

平成 25 年 4 月

農水省農村振興局設計課海外土地改良技術室長

平成 25 年 7 月

同 首席農業土木専門官

平成 26 年 12 月

同 中山間地域振興課長

平成 27 年 6 月

農林水産省退職

平成 28 年 7 月

参議院議員通常選挙 初当選

令和 元 年 9 月

総務大臣政務官兼内閣府大臣政務官【第 4 次安倍第 2 次改造内閣】

令和 4 年 7 月

参議院議員通常選挙 2 期目当選

令和 5 年 12 月

財務大臣政務官【第 2 次岸田第 2 次改造内閣】

令和 6 年 10 月

財務大臣政務官【石破内閣】



農林水産関係はもとより地域振興等各種の議員連盟に所属し、政策の立案等様々な活動を展開しています。

農村基盤整備議連(事務局長代理)、有機資源利用推進議連(事務局長)、ファームステイ推進議連(事務局長)、農業委員会等に関する議員懇話会(事務局長)、普及事業推進議員懇話会(事務局長)、食品産業振興議連(事務局長)、棚田振興議連(事務局長代理)、花火文化芸術振興議連(事務局長代理)、森林整備・治山事業促進議連(事務局長次長)、農業・農協研究会(事務局長次長)、捕鯨議連(事務局長次長)、与党技術士議連(副幹事長)国際連合国際防災戦略事務局を支援する議連(事務局長次長)水田農業振興議連、鳥獣捕獲緊急対策議連、再生可能エネルギー普及拡大議連、全国山村振興連盟、自伐型林業普及推進議連、CLT で地方創生を実現する議連、漁港漁場漁村整備促進議連、かつお・まぐろ漁業推進議連、海事振興議連、砂防事業促進議連、港湾議連、日米・日韓・日華・日ロ・日チリ等各種外交関係議連、等約 170 議連に参加



私は、“現場主義”を第一に「土地改良」、「農山漁村」、「食」は日本の命綱との強い思いを胸に、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り、我が国の明るい未来を切り拓いてまいります。

参議院議員 進藤金日子

「参議院議員」は日本の命綱
参議院議員は、国民の代表として、日本の未来を担う重要な役割を担っています。参議院議員は、国民の声を代弁し、国の政策を決定する重要な役割を担っています。



発行 自由民主党東京都参議院比例区第38支部長
参議院議員 進藤 金日子

連絡先 〒105-0004
東京都港区新橋3-5-2 新橋OWKビル6階
TEL 03-6435-7576
Email kanehiko-shindo38shibu@outlook.jp

国会事務所 〒100-8962
東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館719号室
TEL 03-6550-0719
FAX 03-6551-0719
Email kanehiko_shindo01@sangiin.go.jp

